

平成十八年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成十九年十二月六日

広島県監査委員	山崎正博
同	芝清
同	高橋義則
同	加賀美和正

平成18年度行政監査の結果に基づく措置状況

- テーマ 1 県立広島大学の情報システムの調達に係る監査の結果について
 2 毒物・劇物の管理について
 3 高額備品の購入・管理・使用状況について
 4 県出資法人の契約事務及びそれに関する県の指導監督について

1 県立広島大学の情報システムの調達に係る監査の結果について

【知事】

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>1 セキュリティ対策について</p> <p>(1) セキュリティポリシーの策定について（県立広島大学に対するもの）</p> <p>県庁情報政策室では、「広島県情報セキュリティポリシー」を策定しており、各部局が情報システムごとに具体的なセキュリティ対策のための実施手順を定めることとしている。</p> <p>県立広島大学では、大学独自の公式なセキュリティポリシーについては、大学の学術情報センター運営委員会情報システム部会で検討中であり、未だ策定されていない。</p> <p>セキュリティポリシーは、単に、情報漏えいやコンピュータウイルスによるデータやシステムの破壊等の情報資産の損失に対する抑止、予防及び回復を定めたものではなく、セキュリティポリシーの策定、公開により大学の責任の所在を明らかにすることにより、教職員の意識の向上、対外的イメージや信頼性の向上にもつながるものであることから、早急に策定する必要がある。</p>	<p>平成18年度に学術情報センター運営委員会に設置した情報システム部会において、6回にわたり検討を行うとともに、その結果を取りまとめ、学内手続きを経て平成19年8月1日に「県立広島大学情報セキュリティポリシー」を策定したところである。</p>
<p>(2) サーバ室の入退室のセキュリティ対策について（県立広島大学に対するもの）</p> <p>広島県情報セキュリティポリシーでは、「サーバ等重要な情報システムの関連機器の設置場所への入退室については、鍵、カードゲート等の機能により入室者を管理したり、入退室の記録を管理簿等に記録しておく」こと等の措置を定めている。</p> <p>しかしながら、県立広島大学では、サーバ室への入退室について、庄原キャンパスでは磁気カードによる認証を行っているが、広島及び三原キャンパスでは、SEが入退室する度に鍵をかけて安全対策を講じているものの、入退室の記録はとっていない。</p> <p>サーバ室は、大学の情報システムの重要機器が多数配置されている部屋であり、機器の保全及び情報漏えいの未然防止等の観点から、セキュリティポリシーの策定に併せ、万全なセキュリティ対策を講じる必要がある。</p>	<p>平成18年12月8日から3キャンパスのサーバ室に入退室管理簿を備え付け、入退室の状況を記録している。</p> <p>更に、従前から実施していた庄原キャンパスに加え、広島キャンパス及び三原キャンパスにおいても、平成19年度9月末までにICカードによる入退室管理システムを導入し、セキュリティ対策に万全を期している。</p>

<p>2 予算執行に係る書類の保存について（県民生活部に対するもの）</p> <p>県立広島大学では、広島県文書等管理規則により、予算執行に係る書類は5年間保存することと定められているが、次の情報システムの執行伺いには、仕様書に記載されている項目を反映し、かつ、説明できる内容が盛り込まれている設計書が適正に保存されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立3大学情報ネットワークシステム（平成16年6月起案） ・広島県立3大学図書館システム（平成16年8月起案） 	<p>指摘のあった執行伺いには、既に添付していた設計書の総括表に加えて、仕様書の記載項目について十分に説明できる明細書を添付し、適正に保存した。</p>										
<p>3 パソコンの管理台数の確認について（県立広島大学に対するもの）</p> <p>財産管理台帳によると、大学には2,618台のパソコンがあるが、この内、教育、研究用のパソコン1,760台について、どこに何台あり、どのように活用されているか等の実態が把握されていないものがある。</p> <p>コスト縮減等の対策を講じるためにも、先ず、すべての実態を把握する必要がある。</p>	<p>財産管理台帳に記載されていたパソコンのうち実態把握が不十分であった教育・研究用パソコン1,760台について、平成18年度末までに調査を実施した。</p> <p>調査結果は次表のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="818 864 1396 1070"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在を確認したもの</td> <td>1,207</td> </tr> <tr> <td>台帳への誤登録など</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>廃棄</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,760</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	台 数	所在を確認したもの	1,207	台帳への誤登録など	223	廃棄	330	計	1,760
区 分	台 数										
所在を確認したもの	1,207										
台帳への誤登録など	223										
廃棄	330										
計	1,760										

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>1 情報システムの調達に係る中長期計画の作成及びコスト縮減対策について（県民生活部、県立広島大学に対するもの）</p> <p>県立広島大学の個々の情報システムは、学内の専門家の協力を得て仕様等が検討されているものの、大学の情報システム全体についての中長期的な運用計画やコスト対策は検討されていない。</p> <p>平成19年度の公立大学法人化に伴い、新たに、財務会計システム及び人事給与システムが導入される予定であるが、現システム及びこれら情報システムの運用コストは、将来にわたり固定費になるものである。</p> <p>従って、将来のコストをいかにして削減すべきかは非常に重要な課題であり、中長期的な視点からの大学の情報システム全体のあり方の検討、運用方法やコストの検討、情報システム導入による業務の省力化の検討等を含む費用対効果の検証が必要である。</p> <p>費用対効果の検証については、ほとんどの情報システムが一定期間、同一金額のリース契約となっていること、運用保守契約においては、年々管理費が縮小され、機械的に削減すること</p>	<p>情報システムの技術の進歩は日進月歩で数年後の予測は非常に困難なことから、情報システム調達に係る中長期計画の策定は困難である。</p> <p>しかし、今後県立広島大学が公立大学法人として中期目標・中期計画の達成に必要な情報化投資をいかに行っていくかは非常に重要な課題であり、戦略的な判断が求められている。</p> <p>このため、今後一定規模以上の情報システムの調達や、パソコン等の調達においては、教育・研究面と経営の両面からチェックするとともに、機器の効率的な配置についても検証し、最小のコストで最大の効果が得られるような、最適な調達を実施するため、情報システム総括監（CIO）の設置についても検討していくこととしている。</p> <p>県としては、これに沿って指導・助言していくこととしている。</p>

を余儀なくされていることから、検証の実を挙げにくいという実情があるが、契約内容に過大な部分はないか、システム導入が事務の軽減や省力化につながっているか等の観点から、組織的に検証する必要がある。

また、大学のパソコンは、情報システム用が705台、教職員用が1,913台の計2,618台配備されているが、台数は適正か、効率的な配置となっているか、有効に活用されているか等、コスト削減の観点から検証する必要がある。

2 情報システムの調達について

(1) 情報システムの調達における競争性の確保について（県民生活部、県立広島大学に対するもの）

県庁行政LAN・WANの構築においては、システムの安定的な稼動ができるよう、ハードウェアとソフトウェアを最適な組合せにより整備する必要があるネットワークの部分については、ハードウェア、ソフトウェアを一体的に調達している。

しかし、県庁行政LAN・WANを利用するグループウェア、共通業務システム、文書管理システムなどの個別システム及びパソコン等の機器は、可能な限り分離して発注し、契約における競争性を高めるようにしている。

県立広島大学の「基幹ネットワークシステム及び情報処理演習室システム」は、68のサーバ、202のスイッチ、312台のパソコン、42台のプリンタ及びソフトウェアから構成されているが、県民生活部大学企画管理室では、「基幹ネットワークシステム」及び「情報処理演習室システム」は一体不可分のものとして一括して発注している。

情報システムを調達する際には、県庁行政LAN・WANのように、ソフトウェアとハードウェア、あるいは機能別に分割すること等により、中小企業が参加できるような環境整備をするなど、契約における競争性をより高めることが必要である。

県立広島大学においては、学内LANの運用支援業務を入札に付すなど、競争性を確保するため従来から一定の試みを行ってきた。

このようなシステム構築業者と保守業者を分離する調達は、先行事例も存在しているが、確立した方法論があるわけではなく、構築業者と保守業者の責任範囲について様々な実例を積み重ねている段階である。

平成19年度に実施した経営情報システムの調達においては、ハードウェア、ソフトウェアを分離して発注することとし、それぞれ一般競争入札に付した。

今後とも、調達に際しては、契約における競争性を高める観点から、可能な限り分離発注することとしている。

県としては、これに沿って指導・助言していくこととしている。

(2) 経営情報システムの調達について（県立広島大学に対するもの）

この情報システムは、経営情報学専攻の学生が、最新の経営情報ソフトを駆使することにより、経営課題とITの動向把握を行ない、ビジネスモデルの開発や検証を行うことを目的としたソフトウェアライブラリとして整備されている、教育、研究用の情報システムである。

この情報システムでは、発注者である大学、ソフトウェア（リース物件）の納入業者及びリース会社（金融会社）の3者により契約が締結されている。

経営情報システムの更新に当たっては、コスト削減の観点から見直し作業を進めるため、経営情報学部に検討委員会を設置した。

この委員会において、システムの活用状況等の実態調査結果を踏まえ、整備方針を変更し（これまでの幅広い分野にわたるライブラリの整備から本学が得意とする分野への集中的整備へ）、ソフトウェアの厳選を行った。

また、調達に当たっては、ソフトウェアとハードウェアを分離して、いずれも一般競争入札を実施したところである。

現在 8 件締結されているリース契約中、6 件のソフトウェア及び納入業者の決定は、業者から提出された見積り合わせにより行われているが、仕様書に基づく見積り合わせができるならば、一般競争入札を行うことが可能であると考えられる。

また、納入業者の決定後に、指名競争入札によってリース会社を決定しているが、納入業者とリース業者を組み合わせる入札手続きを行うことが可能であると考えられる。

今後、新規情報システムの導入を図る際には、契約における公平性や競争性を確保して経費支出の透明性を高め、その説明責任を果たす上からも、システム導入の目的等を明確にし、業者が複数ある場合には、一般競争入札を実施する必要がある。

また、現在 8 件あるリース契約中、来年度リース期限が到来するソフトウェアのリース契約が 4 件あるが、ソフトウェアのリース契約について、その活用状況等を精査して、コスト縮減対策を講じることが必要である。

3 人的セキュリティの強化について

(1) 情報システムのセキュリティに係る規程の整備について（県立広島大学に対するもの）

現在、大学では、個人情報等の保護に関しては、「広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）」及び「知事が取り扱う個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に準拠して業務を行っているが、情報システムの管理運用者や学生等利用者に対するセキュリティ規程や倫理要綱等は定められていない。

大学内には、公有財産として大学が管理しているパソコン以外に、研究、教育目的用の私物のパソコンや記録媒体の持ち込みがあると考えられるが、これらは、所有者である教員等が管理しており、大学はその実態を把握していないので、情報漏えいやウイルス感染等が発生する可能性がある。

このため、業務上の故意又は過失から重大な事案が発生しないよう、教職員、学生、委託業務受託者に対して、大学の情報資産を取り扱う場合の遵守事項を明確にした規程を早急に整備する必要がある。

情報システムに係る規程については、平成 17 年度に整備した「県立広島大学情報ネットワークシステム管理運用規程」に加え、平成 18 年度において、情報システム関係要領として、「県立広島大学情報ネットワーク利用要領」、「県立広島大学情報倫理要領」、「県立広島大学情報処理演習室等利用要領」を整備した。

県としては、これに沿って指導・助言していくこととしている。

(2) 情報システムのセキュリティに係る研修及び訓練の実施について（県立広島大学に対するもの）

情報セキュリティの向上は、利便性の向上とは相容れない面もあるが、情報セキュリティを適切に確保するため、セキュリティ対策の必要と内容及びウイルス等の脅威に関する最新の状況を教職員等が十分に理解できるように、情報セキュリティに関する研修及び訓練の実施を規定する必要がある。

平成 19 年 8 月 1 日付けで策定した「県立広島大学情報セキュリティポリシー」の第 2 編県立広島大学情報セキュリティ対策基準 8-3 において、情報セキュリティに関する啓発や教育を全学的に実施することについて規定している。

<p>(3) 情報システムのセキュリティに係る受託業者への指導について（県立広島大学に対するもの）</p> <p>基幹ネットワークシステムや遠隔講義システムの運用管理等の受託業者に対しては、契約書上秘密の保持に関する規定があるが、実際に業務に従事するSEやティーチングアシスタントが、個人情報等保護の重要性を認識し、極めて重要な組織及び個人情報に接する場合には、十分なセキュリティ対策がなされているかを定期的に確認したり、その指導、監督の状況報告等の提出を求めることを検討する必要がある。</p>	<p>平成19年8月1日付けで策定した「県立広島大学情報セキュリティポリシー」の第2編県立広島大学情報セキュリティ対策基準8-6において、外部委託する場合は、下請業者も含めて、外部委託事業者が遵守すべき事項を明確化した契約を行うことについて規定している。</p> <p>また、基幹ネットワークシステムの運用管理業務については、定期的な業務報告を求めており、その際に業務従事者（SE）に対するセキュリティ対策の実施状況についても確認、徹底している。</p> <p>なお、遠隔講義システムのティーチングアシスタント業務については、平成19年度から大学職員が直接実施することとした。</p>
<p>4 人材育成について（県民生活部、県立広島大学に対するもの）</p> <p>大学としては、情報システム担当職員への研修の重要性は十分認識しているが、学術情報センター及び学術情報課の職員に対する計画的、制度的な研修は実施していない。</p> <p>職員が携わる情報システムの内容や職員の役割に応じて、例えば、情報システムの担当者には、「仕様、積算、基本設計などについて、業者と主体的な交渉ができるようにする」あるいは、契約事務担当者には、「調達事務のプロセス、留意点等を習得し、契約における競争性、公平性を確保する」というように、研修の到達目標を設定し、財団法人地方自治情報センターが主催する研修など、既存の研修を積極的に活用する必要がある。</p> <p>また、情報システムを所管する所属の管理職に対しても必要な研修を実施し、情報システムの管理や運営を担当者任せとすることなく、管理監督者としての責務が果たせるようにする必要がある。</p> <p>なお、大学内には、情報システムの専門家だけでなく、様々な分野の専門家が多数いることから、これらの専門家が、教育や研究の分野のみに限らず、大学の運営や経営全般について積極的に参加できる仕組みをつくり、情報システム等の人材育成の制度化に資する必要がある。</p>	<p>大学独自で情報システムに係る人材育成システムを整備することは非常に困難な状況ではあるが、財団法人地方自治情報センター主催の研修等、外部のあらゆる機会を活用して人材の育成に努めることとしている。</p> <p>県としては、これに沿って指導・助言していくこととしている。</p>
<p>5 遠隔講義システムのティーチングアシスタント業務について</p> <p>このシステムの運用においては、講義の都度、ティーチングアシスタントを配置し、講義内容を映像と音声により受発信する操作を業務とする講義の補助を行わせている。</p> <p>(1) 業務内容の的確な指示及びその明文化等について（県立広島大学に対するもの）</p> <p>この契約は、「ティーチングアシスタントには、専門性に加え即時性が必要で、そのために</p>	<p>地理的に離れたキャンパスを有する県立広島大学において、遠隔講義システムは必要不可欠なシステムであるが、将来的には、講義のライブラリ化とこれを活用した他大学・地域社会との連携にも有用なシステムである。</p> <p>この遠隔講義システムを十分に活用していくためにも、ティーチングアシスタント業務のノウハウは大学として学内に蓄積していく必要があると考えており、平成19年度から、大学職員がティーチングアシスタント業務を直接実施することとした。</p> <p>((1) から (3) すべてに対する措置状況)</p>

は、このシステムを構築し、保守を請け負っている業者から十分な研修を受け、システム操作に精通したティーチングアシスタントの派遣を受ける必要がある」ことを理由に随意契約を締結している。

しかしながら、契約書の業務委託仕様書には、業務の概要しか記載されておらず、ティーチングアシスタントに求められる能力や研修については触れられていない。また、業者に対して、ティーチングアシスタントへの研修実績等の提出も求めている。

真に専門性が必要であるならば、業務受託業者に対して、詳細な業務内容を示すとともに、派遣されるティーチングアシスタントの研修実績等について、文書で確認する必要がある。

(2) 契約方法の検討について（県立広島大学に対するもの）

平成18年度から、遠隔講義システムの保守委託業務とティーチングアシスタント派遣業務を分離発注しており、(1)で述べた事情及び業務の実情から判断すると、当該業務を随意契約とする理由は乏しいと判断できる。

契約における公平性、透明性の観点及びコスト縮減の観点から、契約のあり方について検討する必要がある。

(3) 支払い条件の明確化について（県立広島大学に対するもの）

この業務は、それまで3大学が別々に契約していたものを、平成17年度から県立広島大学の業務として一本化したものである。その業務内容は、システムの保守業務とティーチングアシスタント派遣業務に分けられるが、契約上は一体化したものとして扱われ、業務の履行を確認後、当初契約どおりの金額が支払われている。

しかしながら、平成17年度のティーチングアシスタント派遣業務について検証すると、年間計画2,460時間に対し、実績2,891時間と431時間の超過となっており、これは事実上業者側の負担となっていた。

このため、平成18年度からは実績に応じて支払いをする単価契約方式に変更しているが、ティーチングアシスタントが出勤したにもかかわらず、講師の都合や停電等による障害により、急遽講義が中止となるような場合の支払い条件等について定めがないので、疑義が生じないように、これら支払いについての条件については明文化しておく必要がある。

2 毒物・劇物の管理について

【知事】

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>1 毒物・劇物の管理について</p> <p>(1) 専用保管庫について</p> <p>毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>保管場所や専用保管庫への鍵の措置は、適正に行われていたが、専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」などと混在して保管しているものがあった。</p> <p>(福山地域事務所、保健環境センター、農業技術センター、県立広島大学(庄原キャンパス)、西部農業技術指導所)</p>	<p>【総務部】</p> <p>医薬用外劇物であるクマリン検出用アルカリ液を保管する専用保管庫（施錠可能）をすでに確保し、他の普通物とは区分して保管しており、混在状態を解消している。</p> <p>なお、専用保管庫については、両面粘着テープで大ロッカーに固定するとともに、大ロッカーは、地震などによって転倒しないように上部と検査室天井との間を突っ張り棒によって固定した。（福山地域事務所税務局）</p> <p>これまで、専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬「普通物」が混在して保管していたが、今回のテーマ監査の指摘後、毒物及び劇物を一箇所に集め、「普通物」と区分して、保管している。</p> <p>(福山地域事務所農林局)</p> <p>【政策企画部】</p> <p>専用保管庫に混在していた毒物・劇物以外の試薬などの「普通物」などを別の保管場所へ移した。</p> <p>(保健環境センター)</p> <p>専用保管庫に混在していた毒物・劇物以外の試薬などの「普通物」などを別の保管場所へ移した。</p> <p>(農業技術センター)</p> <p>【県民生活部】</p> <p>毒物及び劇物の専用保管庫については、他の物を保管する場所とは明確に区分するため、一部当該保管庫に混在して保管されていた試薬などの「普通物」などについては、別の保管庫等へ移動し、適切な管理を行えるよう措置した。</p> <p>(県立広島大学(庄原キャンパス))</p> <p>【農林水産部】</p> <p>毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」については、毒物劇物と別に「普通物」用の保管庫に保管した。</p> <p>(西部農業技術指導所)</p>
<p>(2) 保管場所等への表示について</p> <p>毒物及び劇物の保管場所には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については「毒物」の文字を、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>また、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管場所及び保管容器にこれらの表示の無いものがあった。</p> <p>(保管場所の表示：福山地域事務所、保健環境センター、県立広島大学(庄</p>	<p>【総務部】</p> <p>専用保管庫に「医薬用外劇物」と表示した。</p> <p>(福山地域事務所税務局)</p> <p>【政策企画部】</p> <p>「医薬用外」の文字が表示されていなかった専用保管庫へ「医薬用外」の表示を行った。</p> <p>(保健環境センター)</p> <p>【県民生活部】</p> <p>毒物及び劇物の保管場所が明確に確認できるよう、保管物に応じて「医薬用外」、「毒物」、「劇物」の文字の表示を行った。</p> <p>(県立広島大学(庄原キャンパス))</p> <p>【福祉保健部】</p> <p>保管庫に「毒物及び劇物取締法」第12条に基づく表示をした。</p> <p>(安芸津病院)</p>

<p>原キャンパス), 安芸津病院, 広島水道事務所)</p>	<p>【公営企業部】 実地監査が行われた広島水道事務所については, 昨年 12 月中旬に, 劇物であるカセイソーダ等の貯槽に, 「劇物」及び「医薬用外」の表示を行った。 また, 他の地方機関に対しては, 平成 19 年 2 月 16 日付け水道整備室長通知「毒劇物等薬品類に係る危害防止規定の制定等について」(以下「平成 19 年水道整備室長通知」という。)により, 同様の表示を行うよう指示を行い, 各地方機関のカセイソーダの貯槽等について, 「劇物」及び「医薬用外」の表示を行った。 (広島水道事務所)</p>
<p>2 産業廃棄物の処分等に係る委託契約について (1) 契約の締結方法について 事業者が, 産業廃棄物の運搬, 処分等を業者に委託するに当たっては, 「産業廃棄物の運搬, 処分等の委託の基準」に従い, その運搬については産業廃棄物収集運搬業者と, 処分については産業廃棄物処分業者と, それぞれ書面により契約しなければならないが, 毒物及び劇物を実験実習等で使用した後の廃酸, 廃アルカリなどの廃液に係る産業廃棄物処理契約において, 産業廃棄物処分業者と契約をすることなく産業廃棄物収集運搬業者とのみ契約していた。 また, 産業廃棄物収集運搬業者との契約も請書を徴していたのみで, 法定事項を記載した契約書を交わしていなかった。 (県立広島大学 (庄原キャンパス))</p>	<p>【県民生活部】 不要となった毒物及び劇物の適正な処分を行うため, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき, 収集運搬及び処分の許可を受けている業者とそれぞれ平成 18 年 9 月 20 日付けで法律に規定する事項を契約条項とした書面による契約書を交わした。 また, 平成 19 年度においても, 同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた適正な契約方法により処分を実施している。 (県立広島大学 (庄原キャンパス))</p>
<p>(2) 委託業務の許可内容の確認について 事業者が, 産業廃棄物の運搬, 処分等を業者に委託するに当たっては, 委託する処分業者, 収集運搬業者の許可内容について, 許可証の写しなどで確認する必要があるが, 不用物品, 農薬, 毒物及び劇物等に係る産業廃棄物処理委託契約において, 産業廃棄物収集運搬業者の許可内容について, 確認をしていなかった。 (西部農業技術指導所 (本所))</p>	<p>【農林水産部】 産業廃棄物の運搬, 処分等を業者に委託するに当たっては, 業者から許可証の写しを取得し, 許可内容についての確認を徹底した。 (西部農業技術指導所 (本所))</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>1 毒物及び劇物の管理に係る指導監督体制について</p> <p>毒物及び劇物の取扱いは、本庁では、警察本部のみで行っており、地方機関では、198機関のうち総務部、政策企画部、県民生活部、福祉保健部、農林水産部、公営企業部及び教育委員会の所管する138機関(69.7%)で行っていた。</p> <p>毒物及び劇物の管理は、「毒物及び劇物取締法」の規定により適正に行う必要があるが、毒物及び劇物の管理に係る各部における指導状況は、それぞれ異なっており、本庁の部の中には、今まで指導を行っていない状況もあった。</p> <p>福祉保健部保健医療局薬務室は、「毒物及び劇物取締法」に関することについて所掌し、毒物及び劇物を取り扱っている県の機関に対して、他の「業務上取扱者」と同様の監視指導を行っているが、県の機関における毒物及び劇物の取扱い全体を総括する権限は有していない。</p> <p>毒物及び劇物による事故等を未然に防止し、毒物及び劇物の適正な管理及び処分を行うため、事業者としての「広島県」全体を統括する部署を明確にする必要がある。</p>	<p>【総務部】</p> <p>毒物及び劇物による事故等を未然に防止し、適正な管理及び処分を行うためには、取扱われる種類、量、取扱いの方法等に応じて適切な管理責任体制の構築を含め、保有機関が個々に行うことが望ましいと考え、平成19年9月5日付け福祉保健部長依頼「毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の適正な管理について」を保有機関に周知徹底したところである。</p> <p>また、この度、地域事務所における毒物劇物取扱要領や保管庫数、転倒防止措置状況等の確認を行ったところであり、今後も、福祉保健部薬務室の指導監督のもとに適正な管理及び処分を行っていく。</p>
<p>2 適切な「毒物劇物危害防止規定」の制定について</p> <p>毒物及び劇物の管理に当たり、保管場所や専用保管庫等に鍵がかかる盗難・防止の措置がされ、また、使用時は管理台帳等による管理をするなど概ね適正に行われていた。</p> <p>しかしながら、毒物劇物による危害防止のための規定等は、提出された監査調書をまとめると164管理部署のうち125部署(76.2%)において制定されていたが、39部署(23.8%)においては制定がされていなかった。県の機関は、毒物及び劇物の「業務上取扱者」として、その危害防止の観点から「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。</p>	<p>【総務部】</p> <p>「毒物劇物危害防止規定」が未制定であった尾三地域事務所厚生環境局生活衛生課については、当該薬品を平成19年8月に廃棄処分を行い、今後も毒物及び劇物を保有することがなくなったため、規定を制定する必要がなくなった。</p> <p>このことにより、毒物及び劇物を保有している総務部所属のすべての機関において、「毒物劇物危害防止規定」を制定しており、また、管理者の変更等の必要な措置を実施した。</p> <p>【政策企画部】</p> <p>各試験研究機関の既存の「毒物劇物危害防止規定」について、内容を再確認し、保有する毒物及び劇物の種類、取扱方法など各機関の実情に応じた取扱となるよう修正を行った。</p>

また、制定に当たっては、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にするるとともに、その内容は毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうよう、当該管理部署において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容とする必要がある。

これを踏まえ、すでに制定している管理部署についてもその内容について確認するとともに全ての機関で適切な「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。

【県民生活部】

毒物劇物による危害防止のための規定等について定められていなかった庄原キャンパスについては、「県立広島大学庄原キャンパス危険防止要領」（案）を作成し学内検討を進めるとともに、一部試行運用を行ってきたが、平成19年9月25日付けで上記要領を当面の取扱いとして決定した。

なお、当該規定のある広島及び三原キャンパスについても、統合前に個別に制定されたものであり、また具体的かつ詳細な内容とはなっていないことから、県立広島大学として法の趣旨に合致した全学的な規定整備について検討することとしている。（県立広島大学）

【福祉保健部】

監査結果を踏まえ、「毒物劇物危害防止規定」を制定していなかった福祉保健部地方機関においては、当該防止規定を制定しており、毒物劇物の適正な管理を行っている。

また、毒物及び劇物を取り扱うすべての福祉保健部地方機関において制定している「毒物劇物危害防止規定」については、その内容が適正であることを確認した。

【農林水産部】

農業指導所各所において、既に制定している「毒物劇物危害防止規定」を見直し、応急措置の規定を次のとおり追加した。

○ 応急措置

- (1) 万一、保管容器から毒劇物が流出・飛散した場合には直ちに「緊急連絡網」により関係者へ連絡する。
- (2) 被害の拡大を防ぐため、別に定める「毒物・劇物応急措置」の規定により適切な対応を行う。

【公営企業部】

各地方機関においては、平成17年7月20日付け水道整備室長通知「工業用薬品の取り扱い」に基づき、それぞれ薬品の取り扱いに係る対応マニュアルを作成し、運用を行っていたところであるが、毒物及び劇物の管理・責任体制をより明確にするるとともに具体的かつ詳細な内容とするため、平成19年水道整備室長通知により、「厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知（昭和50年11月6日薬安第80号薬監第134号）抜粋」に準拠し、毒劇物及び有害性や腐食性又は刺激・臭気の強い、或いは可燃性があるなど取扱いに注意が必要な薬品や廃液を対象として危害防止規定を制定するよう指示を行い、各地方機関において、毒劇物等薬品類に係る危害防止規定を制定した。

3 不用な毒物及び劇物等の廃棄について

毒物及び劇物の専用保管庫ごとの延べ保管物質数は、提出された監査調書をまとめると、県全体では、6,762物質となっていたが、この保管物質のうち、619物質(9.2%)は、使用見込みのないものであった。

使用見込みのない毒物及び劇物の状況について、実地監査を行った19部署において確認をしたところ、1,236物質のうち169(13.7%)となっていた。また、毒物及び劇物以外の試薬等についても、今後、使用する見込みのないものを保管しているものがあり、これらは、予算の関係上、廃棄手続きがなされていないということであった。

毒物及び劇物の適正な管理を行うため、使用見込みのない毒物及び劇物等について、廃棄する必要がある。

【総務部】

不用な毒物及び劇物については、今後の試験検査で必要となる可能性があるため保管することとしたものを除き、既に廃棄した物も含め、今年度中に廃棄する。

【参考：不用物質の状況】

地域名	所属	不用物質		措置状況
		H18	H19	
呉	厚生環境局 試験検査課	1	0	廃棄
芸北	農林局 家畜保健衛生課	0	4	今年度中に廃棄
東広島	農林局 家畜保健衛生課	5	5	今後の検査で必要となる可能性があるため保管
福山	厚生環境局 試験検査課	43	43	所要額算定中

※その他の地域事務所については不用物質はなし。

【政策企画部】

各センターにおいて、効率的な廃棄を行うため、一定量の廃棄物が蓄積された段階で、まとめて廃棄処理を行っている。

【県民生活部】

毒物及び劇物の使用及び保管の状況を確認し、学内他部門等で使用の見込みのあるものは有効利用を図るとともに、保管が必要な種類及び量並びに不要な毒物及び劇物等の廃棄方法などについて、費用対効果の観点からも検討を行い、適正な保管に努めることとしている。

(県立広島大学)

【福祉保健部】

使用見込みのない毒物及び劇物等については、平成19年度中に廃棄物処理業者に委託するなど、適正に廃棄する。

【農林水産部】

現在、不要な薬品の保管はないが、不用薬物が発生した場合は、農業技術指導所各所と連携の上、一括処理する。

(平成18年度の実績なし)

(各農業技術指導所)

必要量を購入しているが、使用期限内に使用しなかったものについては、産業廃棄物として処理業者に委託して処分している。

(県立農業技術大学校)

【公営企業部】

各地方機関に対して、平成19年水道整備室長通知により、①使用見込みのない薬品類、特に毒物及び劇物については、速やかに廃棄すること、②廃棄に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処分するよう指示を行い、各地方機関において、使用の見込みのない薬品については、廃棄物処理法に従って適正に処分した。

4 毒物及び劇物の専用保管庫等の転倒防止措置について

毒物及び劇物の専用保管庫及び保管容器については、地震等の災害への対策として、専用保管庫を床等に固定することや、保管庫の棚から毒物及び劇物の保管容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講ずる必要がある。専用保管庫等の転倒防止措置について、提出された監査調査書をまとめると、県全体の640保管庫のうち266保管庫(41.6%)においてのみ、専用保管庫内の保管容器の転倒防止措置は、627保管庫(水道事務所の専用保管庫(FRP性のタンク13基)は除く。)のうち354保管庫(56.5%)においてのみ措置されていた。

専用保管庫や保管容器の状況によっては、転倒の恐れのない場合もあるため、転倒防止措置の必要性は、それぞれの状況により異なるが、危機管理の観点から転倒防止措置の必要性を確認し、状況に応じた措置を講ずる必要がある。

【総務部】

転倒防止措置のなかった38の専用保管庫については、1保管庫は高さが低いため転倒の恐れがなく、18保管庫は転倒防止措置が既に完了したところである。残りの19保管庫については今年度中に措置を行う。

また、転倒防止措置のなかった20の保管容器については、14保管容器の転倒防止措置が既に完了し、現在、発注中のものが6件あり、今年度中にすべての転倒防止措置を行う。

【参考：転倒防止措置のなかった保管庫等の状況】

地域名	所属	不用物質		保管容器		措置状況
		H18	H19	H18	H19	
広島	厚生環境局 試験検査課	7	0	0	0	措置済み
	税務局 軽油調査課	1	1	1	0	高さが低い／措置済み
芸北	農林局家畜保健衛生課	4	0	4	0	措置済み／措置済み
東広島	農林局家畜保健衛生課	9	9	6	6	H19工事予定／発注中
尾道	厚生環境局 生活衛生課	1	0	1	0	該当薬品廃棄
福山	税務局 軽油調査課	1	0	1	0	措置済み／措置済み
	厚生環境局 試験検査課	10	10	0	0	所要額算定中
	農林局家畜保健衛生課	2	0	2	0	措置済み／措置済み
備北	厚生環境局 試験検査課	2	0	5	0	措置済み／措置済み
	農林局庄原支 局家畜保健衛生課	1	0	0	0	措置済み／措置済み

【政策企画部】

毒物・劇物の管理にあたっては、その危険性を考慮して、保管庫の転倒の恐れの有無、毒物・劇物の収納容器の状態等を勘案し、転倒防止措置の実施、転倒の恐れのない保管庫への移設など、各センターの保管状況に応じ、安全性を重視した措置を講じるよう検討しており、一部センターにおいては、既に、転倒防止措置を行った。

<p>【県民生活部】 毒物及び劇物の専用保管庫及び保管容器について、安定性、耐久性等を調査の上、建築物の構造等も踏まえながら、危機管理の観点から転倒防止措置の必要性や効果的な措置方法について検討していくこととしている。 (県立広島大学)</p>
<p>【福祉保健部】 毒物及び劇物の専用保管庫の転倒防止措置については、各地方機関の状況に応じた適切な対応を講じている。 また、保管庫の棚から毒物及び劇物の保管容器が転落するのを防止するため、必要に応じて、専用保管庫内に仕切りを設けるなどの措置を講じた。</p>
<p>【農林水産部】 農業技術指導所各所及び農業技術大学校において次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用保管庫の転倒防止措置について 転倒防止措置がしていない保管庫は、金具で壁に固定した。(西部指導所) 伸縮棒により天井に固定した。(農業技術大学校) 転倒防止措置済みであることを再確認した。(他所) ・ 保管容器の転倒防止措置について 専用容器へ保管し、転倒防止措置を図った。(各所)
<p>【公営企業部】 各地方機関に対して、平成 19 年水道整備室長通知により、①薬品ビンの転倒防止用具の使用、②薬品類が棚から落下しないような措置、③保管庫への固定具を取り付け、④薬液貯蔵タンクのドレン弁等のロックなど、漏洩防止措置を行うよう指示を行い、各地方機関において、転倒防止に係る措置等を行った。</p>

【教育委員会】

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>1 毒物及び劇物の管理について (1) 専用保管庫について 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用ものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所や専用保管庫への鍵の措置は、適正に行われていたが、専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」などと混在して保管しているものがあつた。</p>	<p>府中東高校では、平成 18 年 11 月に劇物の過酸化水素水を冷蔵保管するため、当該試薬を実験用保管庫（化学準備室内冷蔵庫）に移動させた。この際、劇物保管庫として施錠はしていたが、既に冷蔵庫内にあつた普通物（実験用資材）の保管場所を変更しなかつたため、劇物と普通物とを混在して保管するという状況となつていた。 平成 19 年 3 月に、他校からの所管換えによって施錠可能な薬品専用冷蔵庫を取得し、過酸化水素水を適正に保管・管理している。 (府中東高校)</p>

<p>(2) 保管場所等への表示について</p> <p>毒物及び劇物の保管場所には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については「毒物」の文字を、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>また、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管場所及び保管容器にこれらの表示の無いものがあった。</p>	<p>府中東高校では、平成18年11月に劇物の過酸化水素水を冷蔵保管するため、当該試薬を実験用保管庫（化学準備室内冷蔵庫）に移動した。この際、劇物保管庫に施錠はしていたが、「医薬用外劇物」の表示がない状況となっていた。</p> <p>平成19年3月に、他校からの所管換えによって施錠可能な薬品専用冷蔵庫を取得し、それに「医薬用外劇物」の表示をした。</p> <p>また、ラベルの表示がなく、物質名が不明な薬品があったため、平成19年度中に業者委託により廃棄処分する予定である。</p> <p>(府中東高校)</p> <p>毒物又は劇物の容器及び被包から薬品ラベルの剥がれていたものや腐食などにより剥がれ落ちそうなものについて、新たなラベルを貼り付けたり、適切な表示を書き加えたりした。</p> <p>(庄原格致高校)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>2 適切な「毒物劇物危害防止規定」の制定について</p> <p>毒物及び劇物の管理に当たり、保管場所や専用保管庫等に鍵がかかる盗難・防止の措置がされ、また、使用時は管理台帳等による管理をするなど概ね適正に行われていた。</p> <p>しかしながら、毒物劇物による危害防止のための規定等は、提出された監査調書をまとめると164管理部署のうち125部署（76.2%）において制定されていたが、39部署（23.8%）においては制定がされていなかった。県の機関は、毒物及び劇物の「業務上取扱者」として、その危害防止の観点から「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。また、制定に当たっては、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にするとともに、その内容は毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうよう、当該管理部署において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容とする必要がある。</p> <p>これを踏まえ、すでに制定している管理部署についてもその内容について確認するとともに全ての機関で適切な「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。</p>	<p>平成19年3月29日付けで各県立学校長あて通知し、各学校で適切な「毒物劇物危害防止規定」を制定するよう指導を行った。</p> <p>また、平成19年6月21日付けで、「毒物及び劇物の管理状況調査について」を各県立学校長あて通知し、6月末現在の管理状況について調査を行った。</p> <p>その結果、毒物及び劇物を所有して「毒物劇物危害防止規定」を制定していない学校は、105校中7校あったが、当該校に対しては早急に制定するよう指導し、指導の結果、平成19年9月末現在、すべての学校において制定されている。</p> <p>さらに、各学校においてより一層、適正な管理に努めるよう、平成19年10月2日付けで、「毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の適正な管理について」を各県立学校長あて通知する予定である。</p> <p>(県立学校)</p> <p>平成19年6月25日付けで、危害防止規定を制定した。</p> <p>(教育センター)</p> <p>平成19年4月1日付けで、毒物劇物危害防止規定を制定した。(福山少年自然の家)</p> <p>従来は、出土品の保存処理を職員が実施するため、毒物・劇物を保有していた。</p> <p>現在、緊急を要する出土品の保存処理を行う必要がないことから、すべての毒物・劇物を処分した。</p> <p>(平成19年3月1日に収集運搬業者に引き渡し、平成19年3月12日に専門の処分業者により処分が終了した。)</p> <p>今後、毒物・劇物を保有・使用することとなった場合は、「毒物劇物危害防止規定」を制定し、管理・責任体制の明確化や、盗難、紛失、流出等の防止に対応する。</p> <p>(歴史博物館)</p>

<p>3 不用な毒物及び劇物等の廃棄について</p> <p>毒物及び劇物の専用保管庫ごとの延べ保管物質数は、提出された監査調査をまとめると、県全体では、6,762物質となっていたが、この保管物質のうち、619物質(9.2%)は、使用見込みのないものであった。</p> <p>使用見込みのない毒物及び劇物の状況について、実地監査を行った19部署において確認したところ、</p> <p>1,236物質のうち169物質(13.7%)となっていた。また、毒物及び劇物以外の試薬等についても、今後、使用する見込みのないものを保管しているものがあり、これらは、予算の関係上、廃棄手続きがなされていないということであった。</p> <p>毒物及び劇物の適正な管理を行うため、使用見込みのない毒物及び劇物等について、廃棄する必要がある。</p>	<p>平成19年6月21日付けで各県立学校に通知した「毒物及び劇物の管理状況調査について」により、各学校で保管している不用な毒物及び劇物の現況を把握させ、廃棄するための金額の見積り等を提出させた。これに基づいて、できるだけ早い時期に不要薬品を廃棄できるよう、計画的に予算措置を検討し、廃棄する予定である。</p> <p>(県立学校)</p>
<p>4 毒物及び劇物の専用保管庫等の転倒防止措置について</p> <p>毒物及び劇物の専用保管庫及び保管容器については、地震等の災害への対策として、専用保管庫を床等に固定することや、保管庫の棚から毒物及び劇物の保管容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講ずる必要がある。専用保管庫等の転倒防止措置について、提出された監査調査をまとめると、県全体の640保管庫のうち266保管庫(41.6%)においてのみ、専用保管庫内の保管容器の転倒防止措置は、627保管庫(水道事務所の専用保管庫(FRP性のタンク13基)は除く。)のうち354保管庫(56.5%)においてのみ措置されていた。</p> <p>専用保管庫や保管容器の状況によっては、転倒の恐れのない場合もあるため、転倒防止措置の必要性は、それぞれの状況により異なるが、危機管理の観点から転倒防止措置の必要性を確認し、状況に応じた措置を講ずる必要がある。</p>	<p>使用していない沃素(ようそ)については、デンプン反応を起こす薬品であり、小学生等の利用者が食物のデンプン反応を見るために使用する予定であるため、引き続き保管する。</p> <p>(福山少年自然の家)</p> <p>平成19年6月21日付けで、各県立学校に通知した「毒物及び劇物の管理状況調査について」により、各学校において毒物及び劇物の専用保管庫等の転倒防止措置の実態を把握させ、状況に応じた転倒防止のための金額の見積もり等を提出させた。これに基づいて、計画的に予算措置を検討し、できるだけ早い時期に、転倒防止措置が図られるよう、必要な措置をする予定である。</p> <p>さらに、指導主事による学校訪問の際に、実際に各学校の保管庫を見て、転倒防止措置がなされていることを確認するとともに、不十分な学校に対しては、改善するよう指導を行っているところである。</p> <p>(県立学校)</p> <p>衝突・転倒防止措置として、仕切り付きの保管箱に保管容器を入れ、保管庫を金具等で壁に固定する等の措置を講じた。</p> <p>(福山少年自然の家)</p> <p>歴史博物館の毒物・劇物の保管庫は、コンクリート製であり、転倒する可能性は低いいため、保管庫自体の転倒防止措置は不要である。</p> <p>また、今後、毒物・劇物を使用する見込みがないことから、保管していたすべての毒物・劇物を、専門の処分業者へ依頼して処分したところである。</p> <p>なお、現在は、保管容器の転倒防止措置を講じていないため、今後、毒物・劇物を保有・使用することとなった場合には、保管容器の転倒防止措置を行う。</p> <p>(歴史博物館)</p>

<p>5 県立学校における学校薬剤師の活用について</p> <p>県立学校には、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するため、学校薬剤師が置かれ、「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導や助言等を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと」となっている。</p> <p>県立学校において、平成12年度以降、学校薬剤師から、毒物及び劇物の管理に関し、必要な指導や助言等を受けた学校は、104校のうち18校（17.3%）に留まっていた。</p> <p>このため、教育委員会においては、学校薬剤師の職務について学校長を指導するとともに、統一的なチェック表を作成し、配布するなど、毒物及び劇物の適正な管理を行う必要がある。</p>	<p>毒物及び劇物の管理の徹底を図るため、平成19年3月29日付けで、学校薬剤師の指導・助言に関する点検表を作成し、必要な指導・助言を受けるよう、各県立学校長に対し通知を行った。</p> <p>また、平成19年度「市町村教育委員会及び県立学校健康教育担当者会議」（平成19年6月7日開催）において、毒物及び劇物の適正な管理を行うよう指導を行ったところである。</p> <p>今後とも、学校薬剤師との連携を図り、毒物及び劇物の適正な管理に努める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【公安委員会】

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>(1) 専用保管庫について</p> <p>毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>保管場所や専用保管庫への鍵の措置は、適正に行われていたが、専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」などと混在して保管しているものがあった。</p> <p>（警察本部（科学捜査研究所）</p>	<p>保管庫（施錠可能）を購入・設置し、薬品庫内を整理して、毒物、劇物及び普通物を分離した。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>2 適切な「毒物劇物危害防止規定」の制定について</p> <p>毒物及び劇物の管理に当たり、保管場所や専用保管庫等に鍵がかかる盗難・防止の措置がされ、また、使用時は管理台帳等による管理をするなど概ね適正に行われていた。</p> <p>しかしながら、毒物劇物による危害防止のための規定等は、提出された監査調書をまとめると164管理部署のうち125部署（76.2%）において制定されていたが、39部署（23.8%）においては制定がされていなかった。県の機関は、毒物及び劇物の「業務上取扱者」として、その危害防止の観点から「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。また、制定に当たっては、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にするとともに、その内容は毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうよう、当該管理部署において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容とする必要がある。</p> <p>これを踏まえ、すでに制定している管理部署についてもその内容について確認するとともに全ての機関で適切な「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。</p>	<p>管理・責任体制を明確にし、事故等発生時の連絡体制を確立すると共に、取扱担当者への遵守事項及び研修等を実施するため、毒物劇物危害防止規定を平成19年4月1日付で制定・施行した。</p>
<p>3 不用な毒物及び劇物等の廃棄について</p> <p>毒物及び劇物の専用保管庫ごとの延べ保管物質数は、提出された監査調書をまとめると、県全体では、6,762物質となっていたが、この保管物質のうち、619物質（9.2%）は、使用見込みのないものであった。</p> <p>使用見込みのない毒物及び劇物の状況について、実地監査を行った19部署において確認したところ、1,236物質のうち169物質（13.7%）となっていた。また、毒物及び劇物以外の試薬等についても、今後、使用す</p>	<p>既存する将来的に使用しない不用な物質については、廃棄処分した。今後発生する使用見込みのない物質は、毒物劇物危害防止規定によりすみやかに廃棄するよう定めた。</p>

<p>る見込みのないものを保管しているものがあり、これらは、予算の関係上、廃棄手続きがなされていないということであった。</p> <p>毒物及び劇物の適正な管理を行うため、使用見込みのない毒物及び劇物等について、廃棄する必要がある。</p>	
<p>4 毒物及び劇物の専用保管庫等の転倒防止措置について</p> <p>毒物及び劇物の専用保管庫及び保管容器については、地震等の災害への対策として、専用保管庫を床等に固定することや、保管庫の棚から毒物及び劇物の保管容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講ずる必要がある。専用保管庫等の転倒防止措置について、提出された監査調書をまとめると、県全体の640保管庫のうち266保管庫(41.6%)においてのみ、専用保管庫内の保管容器の転倒防止措置は、627保管庫(水道事務所の専用保管庫(FRP性のタンク13基)は除く。)のうち354保管庫(56.5%)においてのみ措置されていた。</p> <p>専用保管庫や保管容器の状況によっては、転倒の恐れのない場合もあるため、転倒防止措置の必要性は、それぞれの状況により異なるが、危機管理の観点から転倒防止措置の必要性を確認し、状況に応じた措置を講ずる必要がある。</p>	<p>新規購入した保管庫は、床部分と保管庫及び上下保管庫の接着部分に転倒防止の措置を施した。既存する薬品庫は、薬品を大瓶は仕切りを入れ、小瓶等は小トレーに分別、整理し、仕切り板や防護ネットを施して転倒防止措置を講じた。</p>

3 高額備品の購入・管理・使用状況について

【知事】

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>監査の結果、次のとおり適正な事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>1 備品の適正な管理について(県立広島病院)</p> <p>ベッド(平成8年3月31日取得、取得金額26,145,300円)について、固定資産台帳には数量が「1」と記載されていたが、実際には相当数のベッドを購入していた。また、備品の標識が付されていないため、現物を確認することができなかった。</p>	<p>指摘されたベッドについて、次のとおり内訳を確認するとともに、固定資産台帳を整備し、該当する備品に標識を貼付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ギャッジベッド 56台 ○ ギャッジベッド 整形ボード付 1台 ○ 電動ベッド 11台 ○ エマージェンシーベッド 11台

<p>2 重要物品購入に係る売買契約について (広島病院及び神石三和病院)</p> <p>重要物品(県立広島病院にあつては取得金額1,000万円以上の高額備品)の購入に係る売買契約において、競争入札に適さないとして随意契約しているが、見積りは複数の者から徴取しており、競争入札が可能なものがあった。</p> <p>(県立広島病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺機能システム <p>H17.7.8 取得 取得金額 12,100,000 円</p> <p>(県立神石三和病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X線一般撮影装置 <p>H17.3.31 取得 取得金額 8,800,000 円</p>	<p>平成19年3月7日付け出納長室用度室長通知「物品契約事務に係る運用指針について(平成19年4月1日施行)」に準じて、競争入札可能なものについては、原則、競争入札とするなど適正な物品の調達を行う。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>1 機種選定に係るルールの明確化について(出納長室)</p> <p>重要物品を公正に選定し、かつ取得後も効率的に使用するためには、常に多角的な視点から機種選定を行う必要があるが、機種選定に当たって、同等機種との比較検討や導入後の維持管理経費(保守管理料、材料費等)の検討がなされていないもの及び購入とリースとの比較検討がなされていないものがあった。</p> <p>備品によっては、取得後に高額な維持管理経費を要するものもあり、固定的な経費支出の増加の要因となったり、経費不足のため消耗品等が十分に購入できず、備品が効果的に使用できないといった状況や、購入よりリースの方が、備品をより効果的、効率的に使用できる場合も見受けられた。</p> <p>また、購入時の機種選定に当たって、「機器選定委員会」の設置や「機器選定要領」の整備を行っている機関もあるが、統一したルールはない。</p> <p>出納長室においては、これらについて各機関が統一的に実施できるよう、物品の公正かつ適正な選定のためのルールづくりを検討する必要がある。</p>	<p>○ 物品の公正かつ適正な選定のため、機種選定委員会の設置や選定基準についての指針を定め、本年9月27日付け「物品の機種等の選定に係る指針について」により通知した。</p>

<p>2 一般競争入札の導入促進について（出納長室）</p> <p>平成15年度から平成17年度にかけて購入した重要物品は163点であるが、一般競争入札で購入されたものは16点である。そのうち6点は特定調達令に該当するものであり、残り10点はすべて広島工業高等学校で購入されたものであった。</p> <p>一般競争入札の導入促進については、出納長室において、指名競争入札によることのできる場合の運用基準を策定し、それ以外は、平成19年度から原則として一般競争入札に移行することとしているが、従来の指名競争入札や随意契約をスムーズに一般競争入札に移行させるには、職員の意識改革と併せて、入札事務の周知徹底を図り、実務上の不安を解消するなど移行への仕組みづくりが必要である。</p>	<p>○ 契約の公正性の向上と競争性の拡大を図るため、指名競争入札及び随意契約によることのできる場合の運用基準を定め、それ以外は一般競争入札に付することとする指針を策定し、本年3月7日付け「物品契約事務に係る運用指針の策定について」により通知した。</p> <p>○ 一般競争入札への移行に当たり、次のとおり職員の意識改革と入札事務の周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対して、3月13日、14日及び16日にそれぞれ備北地区、福山地区及び広島地区の3か所で、契約事務担当者を対象に説明会を開催した。 また、説明会での質疑応答事項を中心とした「Q&A」について、4月17日付け「物品契約事務に係る運用指針」に関する質疑についてにより通知した。 ・ 入札参加資格を持つ全事業者に対して3月19日付けでハガキによる周知を図るとともに、各地方機関等においても周知を図るよう上記説明会でチラシを配付して依頼した。 ・ 各種研修会（出納員研修、会計・物品事務初任者研修、会計・物品事務担当者研修）や会計・物品実地検査において入札事務の周知徹底を図っている。
<p>3 物品サブシステムの備品登録システムについて（出納長室）</p> <p>高額備品は、複数の機器から構成されているものが多いが、ほとんどの機関において、備品の登録台帳上は「1式」であり、個々の構成機器まで記録できるようになっていない。また、備品ラベルも1枚しか用意されていない。</p> <p>担当者の人事異動や、構成機器の一部の修繕や破損等を原因として、備品の特定が困難とならないよう、複数の機器から構成される備品の登録方法及び備品ラベルのあり方について、検討する必要がある。</p>	<p>○ 複数の機器から構成されている備品については、別に管理簿等を設けて個々の構成機器の管理を行うように、また、備品の標示については、適宜同一ラベルを複数枚打ち出し、枝番を付すなどして使用するよう指導することとし、本年6月7日付け「所属別備品一覧表等の送付について」により通知した。</p> <p>○ なお、物品サブシステムを含む財務会計トータルシステムなどの基幹系システムについては、今年度から「基幹系システム効率化事業」において見直しを行っており、その中で備品の登録方法及び備品ラベルのあり方についても検討中である。</p>
<p>4 検査事務のフォローアップ（不用品）について（出納長室）</p> <p>機関によっては、使用予定のない高額備品を不用の決定をしないまま長年保管し続けているものもある。このような高額備品は、施設内で多くのスペースを占めるだけでなく、維持管理経費のかかる場合も見受けられた。出納長室では物管則第31条に基づき企業会計を除く各機関に対して物品管理事務の検査を実施しているが、検査の実施に当たっては、使用予定のない備品の処分に係る指導と併せて、検査結果のフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>○ 使用予定のない備品の処分については、今年度の会計・物品実地検査において重点検査項目とし、指導を強化した。</p> <p>○ また、そのフォローアップのため、使用予定のない備品について、書面で今後の処理予定を提出させている。</p> <p>○ さらに、使用予定のない備品については、所管換え等で有効活用を図り、活用の見込みがない場合は売払い又は廃棄を検討するように、本年6月7日付け通知「所属別備品一覧表等の送付について」により指導を徹底している。</p>

<p>5 貸付け及び管理委任している備品の管理について（出納長室）</p> <p>貸付け及び指定管理者に管理委任している高額備品については、本来、貸付け等を行った物品管理職員が、貸付け等に係る高額備品が適正に管理されるよう貸付け先等を監督する必要があるが、物品管理職員による物品検査を実施した実績のないものや、指定管理者との協定書等に基づく管理が十分にされていない状況があった。</p> <p>貸付け等を行った物品管理職員が、貸付け先等を適切に監督するよう指導を徹底する必要がある。</p>	<p>○ 貸付・管理委任備品については、貸付先等が協定書等に基づき適正な備品管理を行っているかその管理状況を確認するよう、本年6月7日付け「所属別備品一覧表等の送付について」により通知した。</p> <p>○ また、会計・物品実地検査においても、協定書等に基づき貸付先等に適正な備品管理を行っているか確認するよう指導を徹底している。</p> <p>○ なお、本庁備品検査においても同様の指導を行う予定である。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 県出資法人の契約事務及びそれに関する県の指導監督について

【知事】

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>監査の結果、各法人の財務規程等で定められた事務処理を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>1 競争入札の実施について</p> <p>(1) 社会福祉法人広島県福祉事業団</p> <p>平成17年度の身体障害者リハビリテーションセンターの物品（医療ガス）購入において、年間予定額が160万円を超えるため、競争入札を行うべきところ、3者から見積書を徴取し、随意契約を行っていた。</p>	<p>監査結果の指摘事項を踏まえ、物品購入の事務処理に当たっては、法人の経理規程に基づき、競争入札への見直しを図るなど適正に処理することとしている。</p>
<p>(2) 広島県道路公社</p> <p>広島熊野道路通行料金集金業務委託（予定価格が100万円を超えるもの）について、平成16年度の契約に当たっては、複数の業者から見積書を徴取しており、業務内容からみても、複数の業者が実施することが可能であることから、競争入札を行うべきところ、平成17年度及び平成18年度の契約において、1者から見積書を徴取し、随意契約を行っていた。</p>	<p>平成19年度の契約については、3者から見積書を徴取し、最も低額な見積書を提出した者と契約を締結した。引き続き競争性が確保されるように、契約方法の変更を検討している。</p>

<p>2 複数業者からの見積書の徴取について</p> <p>(1) 社会福祉法人広島県福祉事業団 平成 17 年度のスタッフルーム修繕工事（床・畳等の修繕）において、複数の業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず、1 者から見積書を徴取し、随意契約を行っていた。</p>	<p>監査結果の指摘事項を踏まえ、今後、見積書の徴取等の事務処理に当たっては、法人の経理規程に基づき、複数の業者から見積書を徴取するなど適正に処理することとしている。</p>
<p>(2) 財団法人広島県農林振興センター 平成 17 年度の自家用電気工作物保安管理業務委託において、1 者から見積書を徴取し、随意契約を行っているが、契約締結後に参考見積を徴取し、契約額の妥当性を検証していた。複数の業者が実施できる業務については、契約締結前に複数の業者から見積書を徴取し、契約の相手方を選定すべきである。</p>	<p>複数業者からの見積書を徴取し、契約の相手方を選定することとした。</p>
<p>3 設計金額の積算及び予定価格の設定について</p> <p>(1) 社会福祉法人広島県福祉事業団 平成17年度の工事請負契約73件中70件は、設計金額の積算、予定価格の設定を行わず、1者から徴取した見積書の額で契約を行っていた。</p>	<p>監査結果の指摘事項を踏まえ、今後、工事請負契約等の事務処理に当たっては、法人の規程に基づき、設計金額の積算及び予定価格の設定を行うなど適正に処理することとしている。</p>
<p>(2) 財団法人広島県農林振興センター ア 平成 17 年度の業務委託において、随意契約を行っている 17 件中 15 件の契約について、設計金額の積算、予定価格の設定を行わず、業者から徴取した見積書の額又は見積書を徴取せず前年度と同額で契約を行っていた。</p>	<p>設計金額の積算及び予定価格の設定を行うこととした。</p>
<p>イ 平成 17 年度の物品購入において、随意契約を行っている 2 件の契約について、設計金額の積算、予定価格の設定を行わず、1 者から徴取した見積書の額で契約を行っていた。</p>	<p>設計金額の積算、予定価格の設定を行い、複数業者から見積書を徴取し、契約を行うこととした。</p>

<p>4 適正な検査の実施について</p> <p>(1) 株式会社ひろしま港湾管理センター ア 平成 17 年度の禁止事項看板設置 工事において、請負業者から提出され た工事写真を確認する方法で、検査 を行っていたが、看板を設置した 8 か所中 1 か所の工事写真が添付さ れていなかった。</p>	<p>工事写真の添付を確認した。 また、添付書類の漏れを未然に防ぐため、調書等に確認 欄を設けるなどの工夫を行うよう指導した。</p>
<p>イ 次の工事等において、請負業者か ら提出された工事写真を確認し、検 査を行ったとの説明があつたが、検 査したことを記録した書面（検査調 書等）が残っていないかつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度及び平成 18 年度のス ライド式係留環修理 ・平成 17 年度の廿日市 B P 2 号棧 橋クリート増設工事 ・平成 17 年度のトラベリフトワイ ヤー交換修理 ・平成 17 年度のトラベリフト高圧 ホース交換修理 	<p>検査調書の作成を確認した。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>1 契約に関する規程等の見直し及び契約 事務の適正化について</p> <p>(1) 契約に関する規程等の見直し 「県出資法人の契約事務の適正化に ついて」（平成 15 年 3 月 11 日付けの総 務企画部長通知）では、「各法人の契約 に関する規程は、特段の理由がない限 り、県に準じた内容にするよう指導す ること。」となっている。しかし、財務 規程等において、次のとおり県に準じ た規定となっていないものなどがあつ た。</p> <p>ア 各法人においては、契約事務の適 正化を図るため、契約に関する規程 等について、特段の理由がない限り、 県に準じた内容とするよう、早急に 見直す必要がある。【各法人】</p>	

イ 各所管部においては、各法人の契約に関する規程等は、特段の理由がない限り、県に準じた内容とするよう、各法人に対する指導を徹底する必要がある。【各所管部】

<県に準じた規定となっていないもの>

【総務部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
 契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
県民センター	随意契約によることができるものの規定を法人独自に追加しているもの
ひろしま国際センター	随意契約によることができるものの規定を法人独自に追加しているもの
	随意契約における見積書徴収業者数の基準を設けていないもの

ア 法人における規程等の見直し

【県民センター】

随意契約に関する規定について、県に準じた内容で財務規程を19年5月に改正した。

【ひろしま国際センター】

随意契約に関する規定について、県に準じた内容で財務規程を19年10月に改正した。

イ 総務部における法人に対する指導の徹底

【県民センターに対する指導】

平成19年度の立入検査において、契約に関する規程について、県に準じた内容とするよう指導を行った。(福利室)

【ひろしま国際センターに対する指導】

財務規程の契約に関する規定について、原則県の契約規則に準じた内容とするよう指導し、法人において当該規程を改正した。(国際室)

【県民生活部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
 契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
ひろしま文化振興財団	随意契約によることができるものの規定を法人独自に追加しているもの
	随意契約における見積書徴収業者数の基準を設けていないもの

ア 法人における規程等の見直し

【ひろしま文化振興財団】

ひろしま文化振興財団は、随意契約に関する規定について、県に準じた内容に財務規程を平成19年6月20日付けで改正した。

イ 県民生活部における法人に対する指導の徹底

【ひろしま文化振興財団に対する指導】

ひろしま文化振興財団に対し指導を行い、また、平成19年6月20日付けで財務規程を改正した旨の報告があった。

【環境部関係】

- ① 工事請負契約に関する規程等
 工事請負契約に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県環境保全公社	条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に関する規定を設けていないもの

ア 法人における規程等の見直し

【広島県環境保全公社】

県の指導助言により、契約に関する規程の見直しの検討を行っている。

イ 環境部における法人に対する指導の徹底

【広島県環境保全公社に対する指導】

本年度は、立入検査を予定しており、引き続き指導を徹底する。

【福祉保健部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
 契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県福祉事業団	随意契約によることができるものの額を県の規定より緩やかにしているもの
ひろしまこども夢財団	随意契約によることができるものの規定を法人独自に追加しているもの
	随意契約における見積書徴収業者数の基準を設けていないもの
広島県健康福祉センター	指名業者選定数を減じているもの

- ② 工事請負契約に関する規程等
 工事請負契約に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県福祉事業団	条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に関する規定を設けていないもの
	建設工事に係る指名業者選定数の基準を設けていないもの

【商工労働部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
 契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
ひろしま産業振興機構	一般競争入札に関する規定を設けていないもの
	指名業者選定数の基準を設けていないもの
	随意契約によることができるものの規定を法人独自に追加しているもの

ア 法人における規程等の見直し

【広島県福祉事業団】

指定管理者制度導入による利用料金制に伴い、会計事務の効率化に取り組んでいるところであるが、契約事務に当たっても、県の関係規程等に準じて、公正妥当と認められる基準となるよう見直しを行うこととしている。

【ひろしまこども夢財団】

契約事務の適正化を図るため、今年度中に県に準じた内容に規定を改正する予定である。

【広島県健康福祉センター】

平成 19 年 5 月 1 日から指名業者選定数を県に準じた数として契約規程の改正を行った。

イ 福祉保健部における法人に対する指導の徹底

【広島県福祉事業団に対する指導】

指定管理者制度導入による利用料金制に伴い、会計事務の効率化に取り組んでいるところであるが、契約事務に当たっても、県の関係規程等に準じて、公正妥当と認められる基準となるよう引き続き指導する。
 (障害者支援室)

【ひろしまこども夢財団に対する指導】

財団法人ひろしまこども夢財団に対し、契約に関する規程等について、今年度中に県に準じた内容に改正するよう指導・調整した。(こども夢プラン推進室)

【広島県健康福祉センターに対する指導】

指名業者選定数を県に準じた数とするよう指導調整を行い、契約規程が改正されたことを確認した。
 (高齢者支援室)

【ひろしま産業振興機構】

ひろしま産業振興機構の財務規程及び財務取扱要領について、平成 15 年 3 月 11 日付け総務企画部長通知に従い、次の点について、財務規程等を改正することとしている。(時期：平成 20 年 3 月予定)

- 一般競争入札に関する規定を設けること。
- 指名業者の選定数の基準(5人以上)を設けること。

なお、ひろしま産業振興機構が、設備支援事業における割賦設備及び機械、リース設備の買入契約をする場合を、随意契約としている独自基準については、その内容が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当しており、そもそも県に準じた規定であると判断できることから、現規程から削除しない。

ただし、金額等について一定の審査を行っており、「設備支援事業における割賦設備及び機械、リース設備の買入契約をする場合で、その整備内容・理由が適切であると認められる場合」といった、より適切な表現に改めるなど、規程の改正を行うこととしている。

【農林水産部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県野菜価格安定資金協会	一般競争入札に関する規定を設けていないもの
	指名業者選定数を減じているもの
	随意契約によることができるものの額を県の規定より緩やかにしているもの

- ② 工事請負契約に関する規程等
工事請負契約に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県農林振興センター	条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に関する規定を設けていないもの

ア 法人における規程等の見直し

【広島県農林振興センター】

県の指導助言により、契約に関する規程の見直しの検討を行っている。

【広島県野菜価格安定資金協会】

契約の適正化を図るため、県に準じた規程となっていないものについては、平成19年6月に社団法人広島野菜価格安定資金協会物品購入・請負規程を改正し、県の規程に準じた内容とした。

イ 農林水産部における法人に対する指導の徹底

【広島県農林振興センターに対する指導】

工事請負契約関係については、平成18年12月1日付で財務規程を変更し、随意契約ができる範囲をより限定し、契約における透明性等の向上を図ったところであるが、平成19年度の県の入札・契約制度の改正等を踏まえ、契約における一層の透明性、公平性、競争性の向上とコスト削減を図る視点から、特段の理由がない限り一般競争入札に移行するよう引き続き指導を徹底する。

【広島県野菜価格安定資金協会に対する指導】

県に準じた規則となっていないものについては、県に準じた内容とするよう指導を行い、規程を改正させた。

【土木部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県土地開発公社	指名業者選定数を減じているもの
広島県道路公社	随意契約によることができるものの額を明確に規定していないもの
広島高速道路公社	指名業者選定数の基準を設けていないもの

【広島県土地開発公社】

指名業者選定数を県に準じた内容に改正する。(平成20年3月理事会において変更予定)

【広島県道路公社】

随意契約によることができるものの額を明確に規定した。(広島県契約規則に準拠した。)

【広島高速道路公社】

指名業者選定数の基準は、契約細則第17条第1項において「別に定める指名基準に基づき」となっており「建設工事入札取扱要綱」、「測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱」において定めている。

施設管理等その他の業務についても、指名基準を定めるよう、現在、高速道路公社において検討中であり、引き続き、指名基準が整備されるよう指導する。

【都市部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
 契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県住宅供給公社	一般競争入札に関する規定を設けていないもの
	随意契約によることができるものの額を県の規定より緩やかにしているもの
広島県下水道公社	一般競争入札に関する規定を設けていないもの

- ② 工事請負契約に関する規程等
 工事請負契約に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
広島県住宅供給公社	条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に関する規定を設けていないもの
	建設工事に係る指名業者選定数の基準を設けていないもの
広島県下水道公社	条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に関する規定を設けていないもの

【広島県住宅供給公社】

随意契約に係る額の基準は県と同額で、平成 19 年 7 月 1 日より実施している。
 他については、県に準じた内容で規程等の整備を図るため準備中である。

【広島県下水道公社】

今年度中に県に準じた内容で規定を見直すよう検討している。

【空港港湾部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
 契約一般に適用される規定を設けていない

ひろしま港湾管理センター

- ② 工事請負契約に関する規程等
 工事請負契約に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
ひろしま港湾管理センター	条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に関する規定を設けていないもの
	建設工事に係る指名業者選定数を減じることができるものとしているもの

【ひろしま港湾管理センター】

契約一般に関する規程を整備した。今後は、この規程を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、契約方法について、より透明性、競争性を高める工夫を引き続き検討するよう指導した。

工事請負契約に関する規程について、指名業者数を減じる規定を削除した。

また、早急な一般競争入札制度等の導入は難しいが、より透明性及び競争性を高めるための工夫を行い、契約方法の改善に取り組むよう指導した結果、法人では、来年度以降の契約について、指名型を前提としながらも、競争入札制度を原則とし、指名業者数を増やす等の改善を行う予定である。

<p>ウ 総務部においては、各部の法人に対する指導等が適切かつ効果的に行われるよう、各部に対して明確な指導方針を示すとともに、各部の法人に対する指導等が的確になされているか検証する必要がある。【総務部】</p>	<p>平成19年9月20日付け総務部長通知において、県出資法人の契約事務の適正化を図るため、立入検査時に法人の契約事務処理状況を的確に把握するとともに、法人の契約に係る規程が県に準じた内容となるよう法人への指導・助言を徹底するよう各部長に通知した。</p> <p>また、「広島県出資法人指導・調整要綱」を改正し、県出資法人への立入検査の結果について文書法制室へ報告を求めることとした。</p> <p>(文書法制室)</p>
<p>(2) 契約事務の適正化【各法人】</p> <p>規定を設けていない又は県と異なる内容を規定していることなどから、指摘には至らなかったが、実地監査の結果に示したとおり、改善等を要する事項があった。各法人においては、契約における競争性、透明性、公平性を高めるなど、契約事務の適正化を図るため、改善又は改善について検討をする必要がある。</p> <p>[実地監査の結果、改善又は改善について検討を要する事項]</p> <p>ア 財団法人ひろしま国際センター（研修部に係るもの）</p> <p>(ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① 設計金額の積算において、工事を発注する予定の1者からの見積書（参考見積）に基づき積算を行い、価格の検討が十分になされていないものがあった。</p> <p>事例1：諸経費を加算した結果、業者からの見積書（参考見積の総額）よりも設計金額が高くなっていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバールーム設置工事 ・サーバーラック設置調整 ・滝設備葉注装置取付工事 ・滝設備ポンプ取替工事 ・滝設備ろ過ポンプ取替工事 <p>事例2：複合防災受信機修繕において、設計金額（参考見積と同額）が、契約額（契約時に同じ業者から再度徴取した見積書と同額）の1.5倍を超えていたもの。</p>	<p>【ひろしま国際センター（総務部）】</p> <p>業者の参考見積の内容を個別に検討し、一律に諸経費を算出する方法を改めた。</p>
<p>② 契約担当職員が定めるべき予定価格を、事務担当者が設定していた。</p>	<p>契約担当職員が予定価格を定めることとした。</p>

<p>③ 検査したことを記録した書面（検査調書等）が残っていないかった。</p>	<p>検査調書等を整えることとした。</p>
<p>④ 工事内容を具体的に示す図面を作成していないなど、工事の仕様が明確になっていないものがあった。また、完成図が残っていないものがあった。</p> <p>このため、設備等の現状を十分に把握できていないものがあり、設備等を設置し熟知した業者でないと取替えや改修等が困難との理由から、特定の業者に依存した状況となっていた。</p>	<p>工事の仕様を明確にするとともに、必要に応じて完成図等を整備することとした。</p>
<p>(イ) 委託契約の状況</p> <p>① 送迎バス運転管理業務において、設計金額の積算を行わず、見積書も徴取せずに、前年度と同額で契約していた。</p>	<p>平成 18 年度から設計金額を定め、見積書を徴する方式に改めた。</p>
<p>② 公益法人会計システム再インストール作業委託（2 件）の設計金額の積算において、業務を発注する予定の 1 者からの見積書（参考見積）に基づき積算を行い、価格の検討が十分になされていなかった。また、諸経費を加算した結果、業者からの見積書の額よりも設計金額が高くなっていた。</p>	<p>見積書の積算内訳、作業内訳、労務単価の確認・検証を行うよう努める。</p> <p>現在、設計金額は、業者の参考見積書額を上回ることはないようにしている。</p>
<p>③ 契約担当職員が決定すべき予定価格を、事務担当者が設定しているものがあった。</p>	<p>契約担当職員が予定価格を定めることとした。</p>
<p>(ウ) 物品購入契約の状況</p> <p>脚付きホワイトボード（10 枚）の購入において、複数の業者から見積書を徴取することができるものについて、1 者からの見積書の徴取により随意契約を行っていた。</p>	<p>特注品と誤解していたものである。現在は、物品選定時に注意している。</p>
<p>イ 社会福祉法人広島県福祉事業団</p> <p>(ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① 工事請負契約 73 件中 27 件は、複数の業者から見積書を徴取しているが、工事内容ごとに概ね同じ 3 者から見積書を徴取しており、見積徴取業者が固定化し、請負業者も固定化していた。</p>	<p>【広島県福祉事業団（福祉保健部）】</p> <p>競争性、透明性等が高められるよう、今後、工事請負契約について適正に処理することとしている。</p>

<p>② 経理規程では、契約金額が100万円を超える契約をするときは、原則として契約書を作成することとなっているが、平成17年度の契約額が100万円を超える17件すべての工事において、契約書を作成せず、請書を徴取していた。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成19年度100万円を超える工事契約については、契約書を作成し適正に処理している。</p>
<p>③ 平成18年度に執行したリハビリテーションセンター医療センター4階管理事務室及び小会議室改修工事について、「広島県の県有財産である医療センター7階建ての4階部分の広範囲の壁の撤去を伴うものであり、耐震強度、耐久性の確保が前提となるため、広島県が同センター建築時に建築依頼した業者へ工事を依頼する。」との理由から、随意契約を行っていた。この契約に当たっては、工事を発注する予定の業者の見積が妥当かどうか検証するため、この業者から提出された見積書の内訳を基に、他者（1者）から見積書を徴取し、比較検討を行っていることから、競争入札を検討すべきである。</p>	<p>競争性、透明性等が高められるよう、今後、適正な競争入札の実施に努める。</p>
<p>(イ) 委託契約の状況</p> <p>① 建物設備等保守管理業務等において、平成18年度から長期継続契約（2年間の契約）を締結し、概ね前年度の契約額を下回る金額（1年当たり）で契約していた。</p> <p>しかし、入札時期が委託期間開始の直前（平成18年3月29日）となっており、業者側の準備期間を十分に確保することができていなかった。</p> <p>また、契約書において、次年度以降の予算の減額又は削減があった場合は、契約を解除することができる旨の規定を設けていなかった。（予算承認時において次年度以降の債務としての承認も得ていなかった。）</p>	<p>今後、長期継続契約に関する事務処理等について適正に行うこととしている。</p>

<p>ウ 財団法人広島県農林振興センター (ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① ほ場整備事業等の農用地等整備事業については、財務規程を改正し、平成18年12月からは随意契約によることができるものの範囲をより限定したが、段階的に継続して実施する工事等で、現場条件等により随意契約が効果的と認められる場合などは、依然として随意契約でできることになっている。</p> <p>しかし、県の機関では、同種のほ場整備工事については原則として競争入札が行われていることから、契約における一層の透明性、公平性、競争性の向上を図るため、契約の内容が競争入札に適しない(特定の業者しか実施できない)ものであるかどうかという視点で財務規程を見直し、可能なものは競争入札を実施することを検討すべきである。</p>	<p>【広島県農林振興センター(農林水産部)】</p> <p>財務規程について、県の指導・助言により、一般競争入札への移行について検討している。</p> <p>また、可能なものについては、競争入札を実施することとし、その結果、平成19年9月末現在で、1件指名競争入札を行った。今後も可能な限り、競争入札を行うこととした。</p>
<p>② 財務規程において、契約は広島県が行う契約に準じて行うものと規定されており、随意契約による場合は、できるだけ2人以上の者から、見積書を徴取する必要があるが、工事請負契約の随意契約による場合については、すべて1者から見積書を徴取していた。</p>	<p>県が行う契約に準じて、原則、複数業者から見積書を徴取することとした。</p> <p>なお、特殊工事等で複数業者からの見積書の徴取が難しいと考えられる場合においても、事前に十分な検討を行い、契約の透明性、公平性等に留意することとした。</p>
<p>③ ほ場整備工事において、設計金額は、社団法人農業農村整備情報総合センターの土地改良工事積算マニュアル、県の施行単価条件表、実施設計単価表、農林土木用資材等単価表を用いて積算を行い、その額に市町から当法人が工事を受託したときの落札率(設計額ベース)を乗じて、更にその額に工事種別ごとの係数を掛けて算定することとしているとの説明であった。しかし、このことを明確に規定したものはなかった。</p> <p>設計金額の積算の状況を工事ごとにみると、明確な根拠がないにもかかわらず、市町から工事を受託したときの落札率を乗じていないものや、工事種類ごとの係数を補正しているものがあった。</p>	<p>センターが県及び市町より受託した工事を発注する場合についても、センターが受託する時と同様に、業務方法書第19条第1項の方法を準用することとし、各種積算資料をもとに設計積算を行い、工事種類にかかわらずセンター受託時の落札率を乗じて得られた額を設計金額とした。</p>

<p>(イ) 使用賃借契約の状況</p> <p>車両のリース契約について、法定点検、一般整備、タイヤ(夏、冬)等消耗品の交換、自動車保険料、自動車税などを含めたメンテナンス・リース契約を行っていた。(平成18年4月1日現在36台)</p> <p>平成16年4月の導入時においては、リース業者3者を選定し、指名競争入札を行っていたが、その後の車両入替え時においては、平成16年4月からの車両のリース先であり、他車両と同様に管理が一本化できるという理由により、導入時に契約した1業者から見積書を徴取し、その内容で契約していた。</p> <p>管理が一本化できるという利点は認められるが、この方法によると将来にわたって特定の業者のみと契約を継続することとなり、契約における競争性が発揮されないことが懸念される。仮に複数の業者から車両を調達することになったとしても、車両ごとに管理することは可能であり、管理に支障を来すほどの不都合は生じないものと考えられることから、車両入替え時においては、複数の業者による競争入札などを行う必要がある。また、入れ替え時期が到来した車両ごとに契約しているが、コスト削減を図るため、当該年度内に入れ替え時期が到来する車両について一括契約を行うことを検討する必要がある。</p>	<p>平成19年度は、複数業者による競争入札を行い、メンテナンス・リース契約を行った。</p> <p>現在、車両の一括契約を行うことにより、コスト縮減を図れるのか等、比較検討中である。</p>
<p>エ 広島県道路公社</p> <p>(ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① 植栽維持工事において、最低制限価格を設けて指名競争入札を行っていたが、最低制限価格で入札した者が複数であったため、くじ引きで落札者を決定していた。</p> <p>県の機関においては、同様の植栽維持業務を、工事請負契約ではなく業務委託契約として最低制限価格を設けずに執行していることから、当法人においても、最低制限価格を設けずに執行することを検討すべきである。</p>	<p>【広島県道路公社(土木部)】</p> <p>広島県道路保全室から契約書等の資料提供を受け、具体的な執行方法等を道路公社において検討している。平成20年度契約分(平成20年3月に入札執行予定)から業務委託契約として執行を予定している。</p>

<p>(イ) 委託契約の状況</p> <p>① 尾道大橋有料道路パーキングエリア等清掃業務において、料金所・パーキングエリア周辺の清掃が主であるため、当道路の料金収受業者及び清掃受注実績のある業者の2者を選定し、指名競争入札を行っていた。</p> <p>業務内容からみると、他の業者でも対応できることから、一般競争入札の実施や指名業者数の拡大を検討すべきである。</p>	<p>現在、道路公社において、他の一般競争入札案件を参考に、一般競争入札の導入を検討中であり、引き続き指導する。</p>
<p>② 広島熊野道路通行料金徴収機器監視等業務委託について、平成18年度から平成20年度の3年間の契約期間として、2者を選定し指名競争入札を行っていた。</p> <p>業者選定に当たっては、広島県内に本店、支店又は営業所を有し、直前5年間で通算して2年以上有料道路の料金徴収業務の経験を有する者を条件としているが、広島県道路公社料金収受等業務委託要領においては、前記の条件のほか、類似の業務（駐車場事業、フェリー事業などを想定）の経験がある者で一定の条件を満たし、業務を適正に遂行できると理事長が認めた者を加えることができることとなっている。</p> <p>他の法人では、同様の業務について一般競争入札を実施している事例もあることから、今後、契約における競争性を高めるため、一般競争入札の実施や指名業者数の拡大を検討すべきである。</p>	<p>尾道大橋有料道路の同業務において既に一般競争入札を導入しており、それを参考に平成21年度契約から導入予定である。</p>
<p>③ 安芸灘大橋有料道路通行料金徴収等業務委託において、安芸灘大橋有料道路建設によるフェリー航路廃止に伴う離職者の受け皿会社として設立された業者と、平成12年1月の供用開始以降、随意契約の方法により契約を行っていた。これについて、一定の時期を目途に、競争入札の実施を検討すべきである。</p> <p>また、設計金額の積算や予定価格の設定を行っていなかった。</p>	<p>受託業者、道路公社と協議の上、一定の時期を目途に競争入札を導入するよう検討する。</p>

<p>④ 広島熊野道路通行料金集金業務委託について、設計金額の積算や予定価格の設定を行っていなかった。</p>	<p>平成19年度の契約については、設計金額及び予定価格を設定した。</p>
<p>⑤ 尾道大橋使用済回数通行券処分業務委託（産業廃棄物処理業務委託）において、契約書に契約期間の終了までに、契約内容の修正などの申し出がない場合、本契約は自動的に1年間継続する旨の自動更新条項を設けて、毎年同一業者と同じ内容で契約を継続していた。</p> <p>また、設計金額の積算や予定価格の設定を行っておらず、見積書も平成12年度に徴取した後は、徴取していなかった。</p>	<p>競争性が確保されるように契約方法の変更を検討する。</p> <p>なお、平成20年度の契約締結に当たっては、自動更新条項を廃止するとともに、設計金額及び予定価格を設定することとする。</p>
<p>オ 財団法人広島県下水道公社 (ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① 平成17年度の汚泥脱水機の修繕において、沼田川流域下水道沼田川浄化センター（以下「沼田川浄化センター」という。）分は、修繕には固有の交換部品と特殊な技術力を要するとともに、機能調整及び確認を他者が実施することが困難であるとの理由から、メーカー系のメンテナンス会社の1者から見積書を徴取して、随意契約を行っていた。</p> <p>同様の修繕について、太田川流域下水道東部浄化センター（以下「東部浄化センター」という。）及び芦田川流域下水道芦田川浄化センター（以下「芦田川浄化センター」という。）分については、指名競争入札を行っていることから、沼田川浄化センター分についても、競争入札の実施を検討すべきである。</p>	<p>【広島県下水道公社（都市部）】</p> <p>今後同様の契約については、競争入札の実施をするよう検討している。</p>
<p>② 平成17年度東部浄化センター流量機器等修繕（流量機器（超音波ブリューム式）等の取替、試験調整等）において、メーカー固有の技術で製造された超音波流量計で、これの修繕・調整は同社しか行えないとの理由から、メーカー1者から見積書を徴取し、随意契約を行っていた。</p>	<p>今後同様の契約については、競争入札の実施をするよう検討している。</p>

<p>同様の業務である芦田川浄化センター初沈流量計・放流流量修繕工事（流量計（セキ式及び投込圧力式）の取替，機器の設定データの改造，試験調整等）については，指名競争入札を行っていることから，東部浄化センター分についても，競争入札の実施を検討すべきである。</p>	
<p>(イ) 委託契約の状況</p> <p>① 平成 17 年度の沈砂・しき搬出処分業務において，沼田川浄化センター分は，産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る許可等を得ている業者を，三原市内の業者に限定して選定したため，該当する業者が 1 者となり，その 1 者から見積書を徴取して，随意契約を行っていた。</p> <p>同様の業務について，東部浄化センター分及び芦田川浄化センター分については，指名競争入札を行っていることから，沼田川浄化センター分についても，競争入札の実施又は複数業者からの見積書の徴取を検討すべきである。</p>	<p>今後同様の契約については，競争入札の実施をするよう検討している。</p>
<p>② 沼田川浄化センター草刈等業務において，シルバー人材センターと随意契約の方法により契約を行っていた。</p> <p>県においては，シルバー人材センターに対する発注は，既に民間事業者との競争性が確保されているため，優先的発注ではなく，民間業者を含めた競争入札又は複数業者からの見積書を徴取するなどの方法により契約することとしており，当法人においても，競争入札の実施を検討すべきである。</p>	<p>今後同様の契約については，競争入札の実施をするよう検討している。</p>
<p>(ウ) 物品購入契約の状況</p> <p>区域図の印刷において，原版を所持しており，安価かつ迅速に対応できるとして，毎年同じ 1 者から見積書を徴取して随意契約を行っているが，業務内容から見ると，他の業者でも対応できることから，複数業者からの見積書の徴取等を検討すべきである。</p>	<p>平成 19 年度から見積書を複数の者から徴取している。</p>

<p>カ 株式会社ひろしま港湾管理センター (ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① 契約額が 250 万円以上の工事請負契約 16 件中 11 件について、競争入札により業者が一同に会するより、談合等が生じにくいとの理由から、見積依頼先（指名業者等選考審査会で選定）から郵送又は F A X により、見積書（工事費内訳書を含む）を徴取し、見積額が最低額の業者から、再度見積書を徴取し、その見積額が予定価格以下になった場合、その業者と随意契約の方法により契約していた。</p> <p>契約における競争性、透明性、公平性を高めるため、競争入札の実施を検討すべきである。</p>	<p>【ひろしま港湾管理センター（空港港湾部）】</p> <p>この度、整備した契約一般に関する規程を遵守し、契約事務の適正化に取り組むよう指導した。</p> <p>来年度以降の契約について、指名競争入札制度を前提としながらも、指名業者数を増やすなど、より透明性、競争性を高めるための工夫を行い、契約方法の更なる改善に向けた検討を行うよう指導した結果、法人では指導内容に沿って改善を行う予定である。</p>
<p>② 早急に看板を設置する必要があるとの理由から、1 者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約していた。</p> <p>また、設計金額の積算を行わず、1 者からの見積額をそのまま予定価格として、その額で契約していた。</p>	<p>今後、同様な事例があった場合、設計金額の積算及び予定価格を設定の上、複数の業者から見積書を徴取するよう改善を行う予定である。</p>
<p>③ 設計金額の積算、予定価格の設定を行わず、1 者からの見積書の額で契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廿日市 B P 2 号棧橋クリート増設工事 ・トラベリフトワイヤー交換修理 ・トラベリフト高圧ホース交換修理 	<p>今後、同様な事例があった場合、設計金額の積算及び予定価格を設定の上、複数の業者から見積書を徴取するよう改善を行う予定である。</p>
<p>④ 既設のものが同社の製品であり、経験豊富で対応が早いとの理由から、1 者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約していた。</p> <p>工事内容から見ると、複数の業者が対応できると思われることから、競争入札を検討すべきである。</p> <p>また、設計金額の積算、予定価格の設定を行わず、1 者からの見積書の額で契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライド式係留環修理 	<p>今後、同様な事例があった場合、設計金額の積算及び予定価格を設定の上、指名競争入札により実施するよう改善を行う予定である。</p>

<p>(イ) 委託契約の状況</p> <p>① 契約額が 100 万円以上の委託契約 57 件中 21 件について、競争入札により業者が一同に会するより、談合等が生じにくいとの理由から、見積依頼先（指名業者等選考審査会で選定）から郵送又は F A X により、見積書（委託費内訳書を含む）を徴取し、見積額が最低額の業者から、再度見積書を徴取し、その見積額が予定価格以下になった場合、その業者と随意契約の方法により契約していた。</p> <p>契約における競争性、透明性、公平性を高めるため、競争入札の実施を検討すべきである。</p>	<p>この度、整備した契約一般に関する規程を遵守し、契約事務の適正化に取り組むよう指導した。</p> <p>来年度以降の契約について、指名競争入札制度を前提としながらも、指名業者数を増やすなど、より透明性、競争性を高めるための工夫を行い、契約方法の更なる改善に向けた検討を行うよう指導した結果、法人では指導内容に沿って改善を行う予定である。</p>
<p>② 広島港（坂地区）港湾施設清掃業務において、指名業者等選考審査会で審査し、平成 17, 18 年度とも、同じ 3 者を選定していた。</p> <p>業務内容から見ると、他にも実施できる業者があることから、選定業者数の拡大などを検討すべきである。</p>	<p>来年度以降、選定業者数を増やす予定である。</p>
<p>③ 広島観音マリーナ警備業務（契約額が 700 万円を超えているもの）について、3 者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約していた。競争入札の実施を検討すべきである。</p> <p>起案等で決裁を受けずに、見積徴取業者の選定を行っていた。</p> <p>また、設計金額の積算、予定価格の設定を行っていなかった。</p> <p>なお、この業務については、契約書に期間満了 3 か月前までに書面による申出がない限り、同一の条件で更に 1 年間有効となる旨の自動更新条項を設けており、平成 13 年度から同一の業者と契約を継続していた。</p>	<p>来年度以降、設計金額の積算及び予定価格を設定の上、指名競争入札により実施するよう改善を行う予定である。</p>
<p>(ウ) 物品購入契約の状況</p> <p>① 平成 17 年度及び平成 18 年度上期の海田大橋通行回数券の印刷業務については、海田大橋の開通当初から同一業者が印刷業務を請負っており、他社より安価で契約できること、また、金券の印刷であり、毎年競争入札等になじまないとの理由から、1 者から見積書を徴取し、随意契約を行っていた。</p>	<p>来年度以降の契約について、指名競争入札制度を前提としながらも、指名業者数を増やすなど、より透明性、競争性を高めるための工夫を行い、契約方法の更なる改善に向けた検討を行うよう指導した。</p> <p>今年度から、指名競争入札を実施するよう改善を行う予定である。</p>

<p>平成 18 年度の下期の契約については、3 者に見積を依頼したが、これまでの受注業者を除く 2 者は、特殊な印刷が含まれるため対応できないなどの理由で見積書の提出を辞退していた。</p> <p>他の法人においては、同様の印刷業務について競争入札を実施し、安価に契約している事例があることから、引き続き競争性の発揮できる契約方法及び業者選定を検討すべきである。</p> <p>また、設計金額の積算、予定価格の設定を行わず、1 者からの見積書の額で契約していた。</p>	
<p>② 平成 17 年度及び平成 18 年度の年間予算額が 1,000 万円を超える燃料油の購入契約において、3 者から見積書を徴取し、随意契約を行っていた。競争入札の実施を検討すべきである。</p>	<p>来年度から指名競争入札を実施するよう改善を行う予定である。</p>
<p>2 県の契約制度の改正等があった場合の県出資法人に対する周知について 【総務部】</p> <p>県出資法人においては、県に準じて契約事務を行うこととしている法人が多いが、県の契約制度の改正等の内容が、県出資法人に十分周知されていない事例が見受けられた。</p> <p>県の契約制度の改正等があった場合は、その内容を確実に法人に周知するための法人に対する情報提供の仕組みづくりが必要である。</p>	<p>平成 19 年 9 月 20 日付け総務部長通知において、県の契約制度の改正等があった場合には、改正内容について県出資法人へ情報提供するとともに、各法人が制度改正等に適切に対応できるよう指導・助言するよう各部長に通知した。(文書法制室)</p>
<p>3 県の契約制度に関する説明会等への県出資法人の参加について【総務部】</p> <p>県の契約制度に関する説明会等が開催されているが、県出資法人の担当者が参加できていないものがある。</p> <p>県出資法人においては、県に準じて契約事務を行う必要があること、県出資法人においてもこれらの説明会への参加を希望していることから、県の契約制度に関する説明会等を開催する場合は、県出資法人の担当者も参加できるようにすることや、県出資法人を対象とした説明会を開催することなどを検討する必要がある。</p>	<p>例年開催する「会計・物品事務担当者研修会」及び「建設工事に係る入札・契約制度担当者説明会」については、いずれも県出資法人の担当者が参加可能なものであり、今後、所管部を通じて法人へ開催情報の提供等を行うこととした。(文書法制室)</p>

<p>4 一般競争入札の導入について 【各法人】</p> <p>県出資法人においては、特定の法人を除いて一般競争入札をほとんど実施していない状況にある。</p> <p>県では、施設管理業務については、平成19年度契約分から、その他の業務については、平成20年度から、原則、一般競争入札を実施することとしている。また、建設工事については、平成19年10月から1千万円以上のすべての工事を一般競争入札の対象とすることとしている。</p> <p>各法人においては、契約における透明性、競争性を高めるため、県に準じて、一般競争入札の導入を検討する必要がある。</p>	<p>【県民センター（総務部）】</p> <p>当センターは、指定管理者として、広島県民文化センターの管理を行っており、建設工事を行うことはない。</p> <p>施設管理業務のうち、総合管理業務（清掃等、消防設備保守点検等）以外のものは、金額が百万円以下のものがほとんどであるため一般競争入札になじまないものであり、総合管理業務についても、設備の特殊性及び老朽化から保全管理等が行える業者が限られるため一般競争入札になじまないものである。</p> <p>しかし、随意契約を行っているものについては、指名競争入札にするよう検討する。</p>
	<p>【ひろしま国際センター（総務部）】</p> <p>当センターは、指定管理者として、広島県立広島国際協力センターの管理を行っている。</p> <p>施設管理業務については、平成18年度からプロポーザル方式を導入し、契約における競争性を高めている。</p> <p>また、1件百万円以上の委託業務については、一般競争入札の導入を検討する。</p>
	<p>【ひろしま文化振興財団（県民生活部）】</p> <p>ひろしま文化振興財団は、広島県民文化センターの文化情報コーナーの運営を行っているが、施設管理については、広島県民文化センターの指定管理者である（財）県民センターが行っており、当該財団で施設管理業務は実施しておらず、建設工事も行わない。</p> <p>しかし、その他の業務において、契約における透明性、競争性を高めるため、一般競争入札の導入が必要と判断される案件については、一般競争入札の導入について検討する。</p>
	<p>【広島県環境保全公社（環境部）】</p> <p>一般競争入札については、県は電子化を前提として実施しているが、当公社では、入札の件数が少ないこと（基本的に年度末に数件程度）、この件数での電子化導入の是非、また、一般競争入札に係る公告の方法として、当公社のHPへの掲載のみでは広く周知を図ることは不十分であることから、広報の充実のため、県の関係機関の協力について協議する必要がある。</p> <p>このような課題について検討し、県に準じて一般競争入札を導入することとしている。</p>
	<p>【広島県福祉事業団（福祉保健部）】</p> <p>県の関係規程に準じて、競争性、透明性が高められるよう、経理規程等の見直しを行い、一般競争入札の導入を検討する。</p>

【ひろしまこども夢財団（福祉保健部）】

契約における透明性、競争性確保の観点から、県に準じた内容で一般競争入札を導入する。

【広島県健康福祉センター（福祉保健部）】

平成 20 年度から一般競争入札を導入することとしている。

【ひろしま産業振興機構（商工労働部）】

次回理事会（H20年3月予定）において、ひろしま産業振興機構の財務規程に、一般競争入札に関する規定を設け、原則、一般競争入札を導入することとしている。

【広島県農林振興センター（農林水産部）】

県の指導により、一般競争入札に係る問題や課題を整理し、一般競争入札の実施を検討している。

【広島県野菜価格安定資金協会（農林水産部）】

平成 19 年 6 月に諸規定を改正し、一般競争入札に関する規定を設けた。

今後はこの規定に基づいて、一般競争入札を実施することとしたい。

【広島県土地開発公社（土木部）】

現時点では県基準で一般競争入札の対象となるものがないため、対象となるものの執行が出てきた時点で一般競争入札の導入を検討する。

【広島県建設技術センター（土木部）】

契約事務については、財務規程第 46 条において、「契約を締結しようとするときは、その性質又は目的により (1)一般競争入札 (2)指名競争入札 (3)随意契約の方法により行うものとする。」と定めており、この規定に基づき実施しているところである。

なお、一般競争入札については、県の基準に準じて導入を検討中である。

【広島県道路公社（土木部）】

建設工事については、平成 19 年 10 月から 1 千万円以上のすべての工事について一般競争入札を導入する予定である。

また、維持管理等その他の業務についても、県に準じて、一般競争入札の導入を検討中である。

	<p>【広島高速道路公社（土木部）】</p> <p>建設工事においては、現在、設計金額 5 千万円以上で一般競争入札を実施しているが、さらに適用範囲を拡大するため対象金額の引き下げを検討している。</p> <p>内容については、現時点において検討中であるが、250 万円まで引き下げ、指名競争入札の原則廃止を主な案としている。</p> <p>また、測量・コンサル業務においては、1 千万円以上を原則一般競争入札に、その他業務については、原則一般競争入札とするよう検討を行っている。</p>
	<p>【広島県住宅供給公社（都市部）】</p> <p>平成 19 年度中に一般競争入札を導入すべく準備を進めている。</p>
	<p>【広島県下水道公社（都市部）】</p> <p>平成 19 年度中に一般競争入札を導入すべく準備を進めている。</p>
	<p>【ひろしま港湾管理センター（空港港湾部）】</p> <p>一般競争入札制度の導入には、募集から入札までに必要な時間的コストの問題、入札参加資格の審査を含めた人員等組織拡充の問題、入札参加資格者名簿の整備や電子入札制度等の導入を含めた情報システム整備の問題などの課題の解決が必要である。</p> <p>一方で、同法人は株式会社であるため、人員等のコストを縮減し、営利を目的とする業務運営を行う必要があるなど、組織形態等による制約があることから、一般競争入札の早急な導入は難しい面があるが、より透明性、競争性を高めるための工夫を行い、引き続き契約方法の改善に取り組むよう指導した結果、法人では、来年度以降の契約について、指名型を前提としながらも、競争入札制度を原則とし、指名業者数を増やす等の改善を行う予定である。</p>
<p>5 県ホームページへの県出資法人契約コーナーの設置について 【総務部】</p> <p>一般競争入札を実施する場合、掲示その他の方法により公告を行う必要があるが、県出資法人においては、入札情報の周知が課題となるため、県のホームページに県出資法人の契約コーナーを設けるなど、入札情報の周知を促進するための工夫が必要である。</p>	<p>県が出資している法人ではあるが、あくまでも当該法人における契約であり、県ホームページに県出資法人の契約コーナーを設けるのは適当ではなく、入札情報については、法人それぞれのホームページにおいて掲載すべきものとする。（文書法制室）</p>

<p>6 競争入札参加資格者名簿の県出資法人への提供について【総務部】</p> <p>県出資法人においては、建設工事は、県の建設工事入札参加資格者名簿を活用して、指名業者等を選定している法人もあるが、物品購入、委託・役務業務に係る業者選定については、苦慮している状況が見られる。</p> <p>県出資法人の契約における指名業者等の新規参入を促進し、契約における競争性を高めるため、建設工事と同様に物品購入、委託・役務業務についても、できる限り、県の入札参加資格者名簿を県出資法人に対して提供する必要がある。</p>	<p>県出資法人からの求めに応じて、公開している範囲内で、個別に所管部から情報提供することで対応する。 (文書法制室)</p>
<p>7 県の所管室の立入検査等における県出資法人の契約事務に関する指導の徹底について【各所管部】</p> <p>県出資法人において、競争入札とすべきものが随意契約となっているものや随意契約の理由が明確でないものがあった。また、複数の業者の仕様・見積書等の比較検討を行わず、金額等を十分に精査しないまま、1者から見積書を徴取し、随意契約を行っているものがあった。</p> <p>県の所管室の立入検査等において、県出資法人の契約事務が規程等に基づき適正に執行されているかどうか重点的に検査・指導するなど、契約事務の適正化について指導を徹底する必要がある。</p>	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民センターに対する指導の徹底 平成19年度の立入検査において、契約事務に関する検査を重点的に行い、2者以上の見積書の徴収の徹底を指導するとともに、随意契約の理由を確認し、指名競争入札とすべきものがないか指導を行った。(福利室) ○ ひろしま国際センターに対する指導の徹底 毎年実施している立入検査において、引き続き、審査指導室と協力して契約事務に関する検査を行うとともに、随意契約の適正な執行を指導する。(国際室) <p>【県民生活部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひろしま文化振興財団に対する指導の徹底 立入り検査時(平成19年12月予定)に、財団の契約事務の状況等を確認し、必要であれば指導を徹底する。 <p>【環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島県環境保全公社に対する指導の徹底 本年度は立入検査を予定しており、立入検査時に契約状況の確認を行い、規程等に基づく事務処理が実施されているかどうか検査を行う。 <p>【福祉保健部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島県福祉事業団に対する指導の徹底 今後、県出資法人立入検査において、契約事務が経理規程等に準じて、適正に執行されるよう、指導・助言を行うこととする。(障害者支援室) ○ ひろしま子ども夢財団に対する指導の徹底 財団法人ひろしま子ども夢財団に対し、契約事務の適正化について、立入検査等において、引き続き指導を徹底していくとともに、立入検査以外にも定期的に法人の契約事務の状況を確認する。(子ども夢プラン推進室)

- 広島県健康福祉センターに対する指導の徹底
県出資法人においては、毎年立入検査を行い「県出資法人会計事務検査マニュアル」（平成16年2月広島県総務企画部管理総室文書法制室作成）により検査・指導を行っている。
今後においても、当該マニュアルにより検査・指導を行うが、今年度においては、契約事務に重点をおき検査を行う。（高齢者支援室）

【商工労働部】

- ひろしま産業振興機構に対する指導の徹底
出資法人への立入検査等において、県の規程等に準じた方法により、適正な契約事務が行われているかどうかを、重点的に検査・指導することとしている。
また、県（財産管理室等）が実施する契約制度に関する説明会・研修会等への積極的な参加を促すこととしている。

【農林水産部】

- 広島県農林振興センターに対する指導の徹底
今年度の立入検査において契約事務の適正化について指導をした。今後も引き続き指導を行う。
（立入検査実施日 8月27日（月）、28日（火））
- 広島県野菜価格安定資金協会に対する指導の徹底
今年度の立入検査等において契約事務の適正化について指導を徹底する。
（立入検査実施予定日 平成20年3月実施予定）

【土木部】

- 広島県土地開発公社、広島県建設技術センター、広島県道路公社及び広島高速道路公社に対する指導の徹底
契約事務については、競争入札とすべきものは随意契約の見直しを行うこととしている。
また、契約事務の適正化に関する検査・指導については、「知事の所管に属する公益法人の設立及び指導監督人に関する事務処理手続」や法人の規程等に基づき、立入検査などを通じて適正に執行するよう指導しているところである。

【都市部】

- 広島県住宅供給公社及び広島県下水道公社に対する指導の徹底
県に準じ、原則として競争入札とするよう指導する。
やむを得ず、随意契約とする場合は、理由を明確にするとともに、複数の者から見積を徴収するよう指導する。
以上の点について、立入検査において徹底する。

【空港港湾部】

- ひろしま港湾管理センターに対する指導の徹底
この度、法人が整備した契約一般に関する規程を遵守し、契約事務の適正化に取り組むよう、引き続き指導の徹底を図る。

【教育委員会】

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
監査の結果、各法人の財務規程等で定められた事務処理を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。 1 設計金額の積算及び予定価格の設定について (1) 財団法人広島県教育事業団 ア 平成 18 年度の広島県立総合体育館窓口案内業務及び施設等運營業務において、設計金額の積算及び予定価格の設定を行わず、1 者から徴取した見積書の額で契約を行っていた。	平成 19 年度分の契約から設計金額の積算及び予定価格の設定を行い、契約事務を行っている。
イ 平成 18 年度の広島県立総合体育館施設・設備統括維持管理業務委託及び広島県立総合体育館スポーツ情報センター管理運營業務委託において、設計金額の積算及び予定価格の設定を行わず、契約額については相手方と協議し、契約していた。	本契約は平成 18 年度からの 3 年契約であるため、次回分となる平成 21 年度分の契約から設計金額の積算及び予定価格の設定を行う。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
1 契約に関する規程等の見直し及び契約事務の適正化について (1) 契約事務の適正化【各法人】 規定を設けていない又は県と異なる内容を規定していることなどから、指摘には至らなかったが、実地監査の結果に示したとおり、改善等を要する事項があった。各法人においては、契約における競争性、透明性、公平性を高めるなど、契約事務の適正化を図るため、改善又は改善について検討をする必要がある。	【広島県教育事業団（教育委員会）】 広島県教育事業団の契約事務については、広島県教育事業団財務規程により、県契約規則の例によるものとされている。 県の契約規則に基づいた適正な契約事務処理がなされるよう、 <ul style="list-style-type: none">・ 県の契約規則等の変更についての情報提供・ 立入検査時に適正な事務処理をするよう指導・ 県主催の研修への事業団担当者の参加 などを行った。

<p>[実地監査の結果、改善又は改善について検討を要する事項]</p> <p>ア 財団法人広島県教育事業団</p> <p>(ア) 工事請負契約の状況</p> <p>① 契約額250万円以上の工事請負契約4件はすべて随意契約で、うち2件は、随意契約の理由が、工期が短期間であり、構造・設備の内容を熟知している施工業者以外に確実に施工できないためということであった。</p> <p>計画的に工事を執行し、工期を十分確保することにより、複数の業者による競争入札の実施を検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立総合体育館フィットネスプラザ改修工事 ・剣道場スライディングドア改修工事 	<p>計画的な工事執行と十分な工期を確保するために、本年4月に当該年度の修繕箇所、施行時期及び工期を明らかにした施設修繕計画を策定した。</p> <p>今後は、この計画に基づき、計画的な発注を行い、複数業者による競争入札を実施する。</p>
<p>② 広島県スポーツ会館アスベスト工事において、入札指名業者選定委員会を開催しているが、選定委員会の設置に関する根拠規定や伺いがなかった。</p> <p>また、選定委員会の委員が2人(常務理事、事務局長)となっていた。</p>	<p>選定委員会の委員については事務局職員だけでなく、現場職員を含めた3名以上を伺い定めて選任することとした。</p> <p>(平成19年度スポーツ会館自動販売機管理手数料に係る契約について、常務理事、事務局長及びスポーツ会館長により選定委員会を実施。)</p>
<p>(イ) 委託契約の状況</p> <p>広島県立総合体育館施設・設備統括維持管理業務等5件の長期継続契約(3年間の契約)に係る契約書において、次年度以降の予算の減額又は削減があった場合は、契約を解除することができる旨の規定を設けていなかった。(予算承認時において次年度以降の債務としての承認も得ていなかった。)</p>	<p>平成19年5月理事会において当該長期継続契約に係る債務負担について承認された。</p>
<p>(ウ) 使用貸借契約の状況</p> <p>指名競争入札を行うときは、競争に参加するものをなるべく5人以上指名しなければならないこととなっているが、発掘調査に係る貨物自動車貸借契約において、3者を選定し指名競争入札を行っていた。指名業者数の拡大を検討すべきである。</p>	<p>平成19年度の当該契約において、5者を指名した。</p>

<p>2 一般競争入札の導入について 【各法人】</p> <p>県出資法人においては、特定の法人を除いて一般競争入札をほとんど実施していない状況にある。</p> <p>県では、施設管理業務については、平成19年度契約分から、その他の業務については、平成20年度から、原則、一般競争入札を実施することとしている。また、建設工事については、平成19年10月から1千万円以上のすべての工事を一般競争入札の対象とすることとしている。</p> <p>各法人においては、契約における透明性、競争性を高めるため、県に準じて、一般競争入札の導入を検討する必要がある。</p>	<p>【広島県教育事業団（教育委員会）】</p> <p>一般競争入札については、広島県教育事業団と導入について検討を行っている。</p> <p>一般競争入札を導入した場合の現状での問題点としては、その周知の方法があり、県教育事業団のホームページへの掲載を行っても十分な周知がなされず、実質一般競争入札とはならないおそれがある。</p> <p>今後は、県のホームページへの掲載等による周知など、一般競争入札の導入に向けて、引き続き検討する。</p>
<p>3 県の所管室の立入検査等における県出資法人の契約事務に関する指導の徹底について【各所管部】</p> <p>県出資法人において、競争入札とすべきものが随意契約となっているものや随意契約の理由が明確でないものがあった。また、複数の業者の仕様・見積書等の比較検討を行わず、金額等を十分に精査しないまま、1者から見積書を徴取し、随意契約を行っているものがあった。</p> <p>県の所管室の立入検査等において、県出資法人の契約事務が規程等に基づき適正に執行されているかどうか重点的に検査・指導するなど、契約事務の適正化について指導を徹底する必要がある。</p>	<p>【教育委員会】</p> <p>○ 広島県教育事業団に対する指導の徹底</p> <p>今年度から、定例的に年1回に行っている立入検査に加え、契約事務の検査・指導に重点を置いた立入検査を行うこととした。</p> <p>今年度は9月26日に行い、契約事務に重点を置いて、検査・指導を行った。</p> <p>今後も同様に検査の回数を増やすなどして、検査・指導の充実を図り、契約事務の適正化について、指導を続ける。</p> <p>○ 広島県スポーツ振興財団に対する指導の徹底</p> <p>広島県スポーツ振興財団では、一般競争入札に付すべき契約の該当がなく、随意契約による契約もほとんど行っていないが、立入検査においては、複数の業者から見積書を徴取すべきものがないかなど、契約事務が規程等に基づき適正に行われているか検査していく。</p>

【公安委員会】

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>1 契約に関する規程等の見直し及び契約事務の適正化について</p> <p>(1) 契約に関する規程等の見直し</p> <p>「県出資法人の契約事務の適正化について」（平成15年3月11日付けの総務企画部長通知）では、「各法人の契約に関する規程は、特段の理由がない限り、県に準じた内容にするよう指導す</p>	

ること。」となっている。しかし、財務規程等において、次のとおり県に準じた規定となっていないものなどがあった。

ア 各法人においては、契約事務の適正化を図るため、契約に関する規程等について、特段の理由がない限り、県に準じた内容とするよう、早急に見直す必要がある。【各法人】

イ 各所管部においては、各法人の契約に関する規程等は、特段の理由がない限り、県に準じた内容とするよう、各法人に対する指導を徹底する必要がある。【各所管部】

<県に準じた規定となっていないもの>

【警察本部関係】

- ① 契約全般に関する規程等
契約全般に関する規定は設けているが、一部に県に準じた規定となっていない

法人名	項目
暴力追放広島県民会議	随意契約における見積書徴取業者数の基準を設けていないもの

【暴力追放広島県民会議】

財団法人暴力追放広島県民会議に対して契約に関する規程について指導を行った結果、県に準じて「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」旨を加える一部改正を行い、随意契約における見積書徴取業者数の基準が設けられた。

2 一般競争入札の導入について
【各法人】

県出資法人においては、特定の法人を除いて一般競争入札をほとんど実施していない状況にある。

県では、施設管理業務については、平成19年度契約分から、その他の業務については、平成20年度から、原則、一般競争入札を実施することとしている。また、建設工事については、平成19年10月から1千万円以上のすべての工事を一般競争入札の対象とすることとしている。

各法人においては、契約における透明性、競争性を高めるため、県に準じて、一般競争入札の導入を検討する必要がある。

【暴力追放広島県民会議（警察本部）】

一般競争入札については、広島県教育事業団と導入について検討を行っている。

一般競争入札を導入した場合の現状での問題点としては、その周知の方法があり、県教育事業団のホームページへの掲載を行っても十分な周知がなされず、実質一般競争入札とはならないおそれがある。

今後は、県のホームページへの掲載等による周知など、一般競争入札の導入に向けて、引き続き検討する。

<p>3 県の所管室の立入検査等における県出資法人の契約事務に関する指導の徹底について【各所管部】</p> <p>県出資法人において、競争入札とすべきものが随意契約となっているものや随意契約の理由が明確でないものがあった。また、複数の業者の仕様・見積書等の比較検討を行わず、金額等を十分に精査しないまま、1者から見積書を徴取し、随意契約を行っているものがあった。</p> <p>県の所管室の立入検査等において、県出資法人の契約事務が規程等に基づき適正に執行されているかどうか重点的に検査・指導するなど、契約事務の適正化について指導を徹底する必要がある。</p>	<p>【警察本部】</p> <p>○ 暴力追放広島県民会議に対する指導の徹底</p> <p>契約事務の適正化に向け、規程を整備するとともに、指導の徹底を図った。</p> <p>立入検査を実施する際には、県に準じた規定としているか、契約事務が適正に行われているかどうか重点的に検査を行うこととした。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------